

【表紙】

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年4月11日提出 |
| 【計算期間】 | 第5期(自 2021年1月13日 至 2022年1月11日) |
| 【ファンド名】 | リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC) |
| 【発行者名】 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 菅野 暁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 酒井 隆 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【電話番号】 | 03-6774-5100 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

当ファンドの信託金限度額は、2兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 国内外の8資産に分散投資を行い、中長期的に安定的なリターンの獲得をめざします。

- 主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)の8資産にマザーファンド^{*1}を通じて実質的に投資します^{*2*3}。
- 基本配分戦略に基づき、資産価格に影響を与える「変動要因」の偏りをなくすように、月次で投資対象資産の基本配分比率および通貨配分比率を決定します。
- 実質組入外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ^{*4}を行い、一部または全部の為替リスクの軽減を図ります。

※1 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド。

※2 一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

※3 有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)へ直接投資する場合があります。

※4 一部の実質組入外貨建資産の通貨については、委託会社がその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、実質組入外貨建資産の為替リスクの軽減を図ります。

2 基準価額の変動リスク^{*1}を年率2%程度^{*2}に抑えながら、市場下落局面でも負けにくい安定的な運用をめざします。

- 基本配分戦略による「変動要因」の徹底した分散に加えて、機動的配分戦略により相場環境の日々の変化を「いち早く察知」し、組入資産の下落の危険性が高まったと判定した場合は、組入資産を安定資産^{*3}や現金等^{*4}へ入れ替えることで基準価額の下落の抑制をめざします。

※1 基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

※2 上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれかを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

※3 当ファンドでは、投資対象資産のうち国内債券、為替ヘッジ先進国債券を「安定資産」、それ以外の資産を「リスク性資産」とします。

※4 現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産への投資は、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

運用プロセス

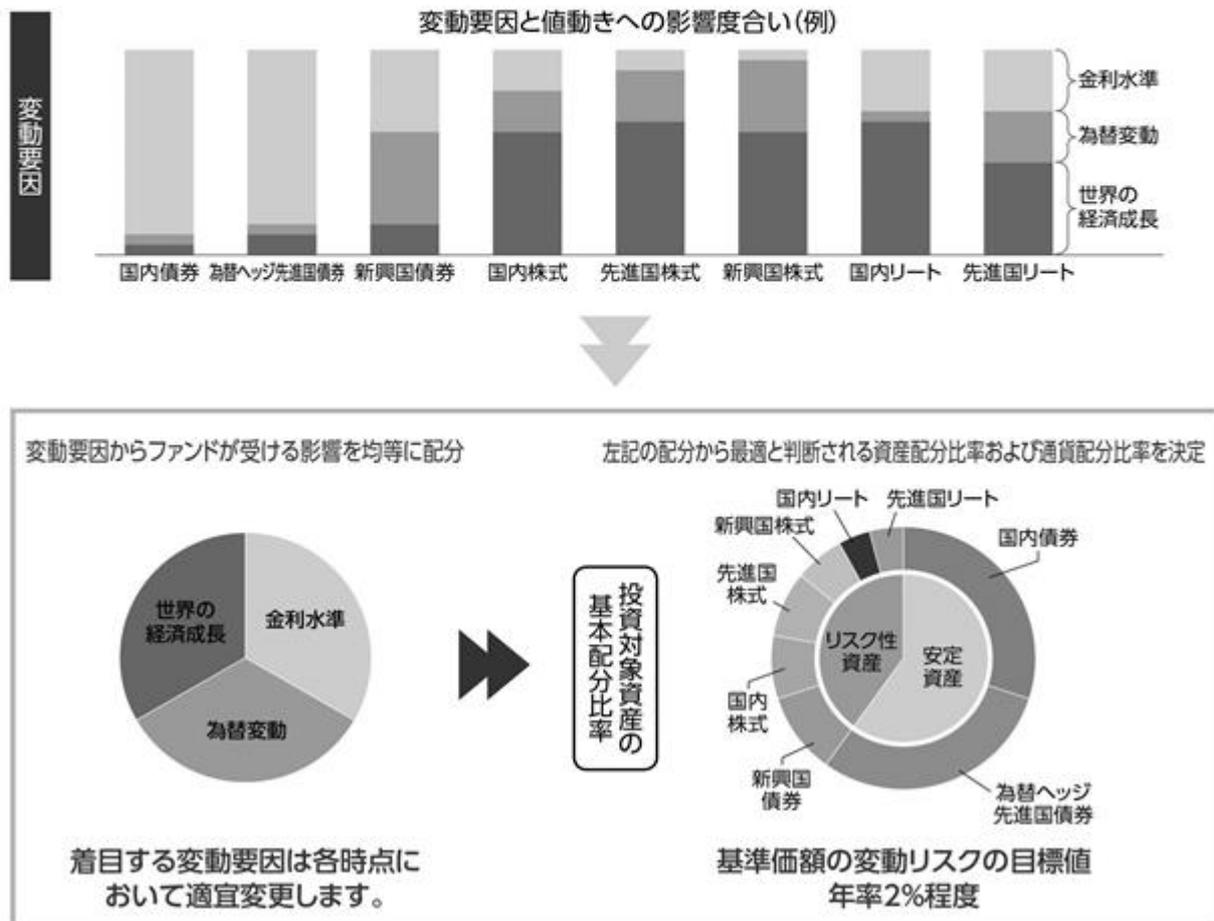
- 基本配分戦略に基づき、各資産への投資比率(0%~100%)を決定します。
 - 基本配分戦略では、統計的手法を用い、ファンドに含まれる複数のリスク要因を抽出した上で、これらの各リスク要因からファンドが受ける影響が均等になるように資産配分比率、および通貨配分比率を決定します。
 - 基本配分戦略は月次で行います。
 - ※基本配分戦略に関して、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。
- 機動的配分戦略に基づき、急な投資環境の変化に対応することをめざします。
 - 機動的配分戦略では、市場リスクの高まりに対し、リスクが比較的低い資産の組入比率を増やす等、機動的に各資産への投資比率(0%~100%)を変更します。
 - 機動的配分戦略は日次で行います。

1

基本配分戦略（月次戦略）

- 資産価格に影響を与える「変動要因」に着目した基本配分比率にすることで、基準価額の変動リスクを年率2%程度に抑えながら、基準価額の安定的な上昇をめざします。
- 8資産の基本配分比率は月次で決定し、原則月間を通じて維持します。

基本配分比率決定のイメージ



※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、変動要因の全てを網羅したものではありません。

※当ファンドでは、投資対象資産のうち国内債券、為替ヘッジ先進国債券を「安定資産」、それ以外の資産を「リスク性資産」とします。

2

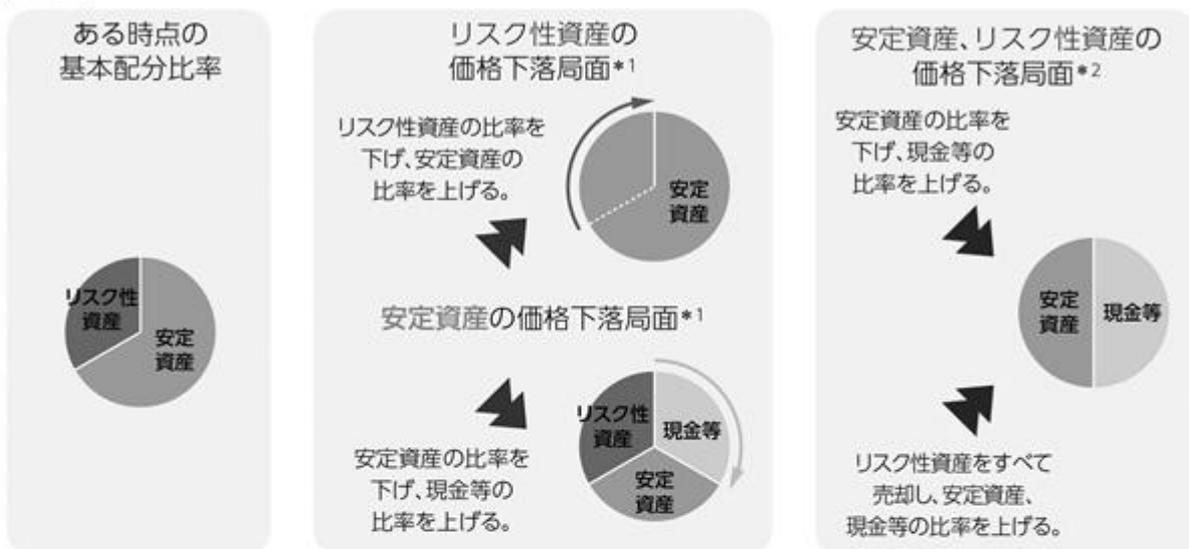
機動的配分戦略（日次戦略）

- 安定資産とリスク性資産のそれぞれに対して相場環境を日々判定し、基準価額の下落の抑制をめざします。
- リスク性資産が大きく下落する市場環境の場合、リスク性資産を売却し、最大ですべてのリスク性資産を安定資産に入れ替えます。金利が急激に上昇して、安定資産が大きく下落する市場環境の場合、最大で基本配分比率の安定資産の半分を売却し現金等に入れ替えます。

※ 基準価額の下落を完全に抑制できるものではありません。

価格下落局面における配分比率変更のイメージ

例



*1 上記は各資産価格の下落の危険性が最も高まった「危機局面」をイメージしたものです。当該局面に至る以前の局面では、リスク状況に応じて各資産を段階的に売却します。

*2 両資産価格についての下落の危険性が最も高まった場合は、速やかにリスク性資産をすべて売却し、基本配分比率の8資産の合計額のうち半分を現金等に入れ替えます。

※相場環境によっては、リスク性資産と安定資産のうち、片方の下落の危険性が高まったとの判定を経ずに、両方の下落の危険性が高まったと判定する場合があります。

※上記は投資環境および配分比率の一例を示したものであり、すべての要因や変動を説明したものではありません。また、今後の景気や市場の展望を示唆・保証するものではありません。

投資対象資産

| | 国内 | 先進国 | 新興国 |
|-----|-------|------------|-------|
| 債券 | 国内債券 | 為替ヘッジ先進国債券 | 新興国債券 |
| 株式 | 国内株式 | 先進国株式 | 新興国株式 |
| リート | 国内リート | 先進国リート | |

安定資産

リスク性資産

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|---------|--------|------------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 債券 |
| 追加型 | 海外 | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

| | |
|------|---|
| 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

< 属性区分 >

・属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|----------------|------------------|------------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり (一部ヘッジ) |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア オセアニア | | |
| | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 不動産投信 | その他 () | アフリカ | | |
| その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (債券、 株式、不動産投信) 資産配分変更型)) | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

| | |
|---|--|
| その他資産（投資信託証券（資産複合（債券、株式、不動産投信）資産配分変更型）） | 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（債券、株式、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 |
| 年 1 回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グ ロ ー バ ル （日本を含む） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為 替 ヘ ッ ジ あ り | 目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。 |

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

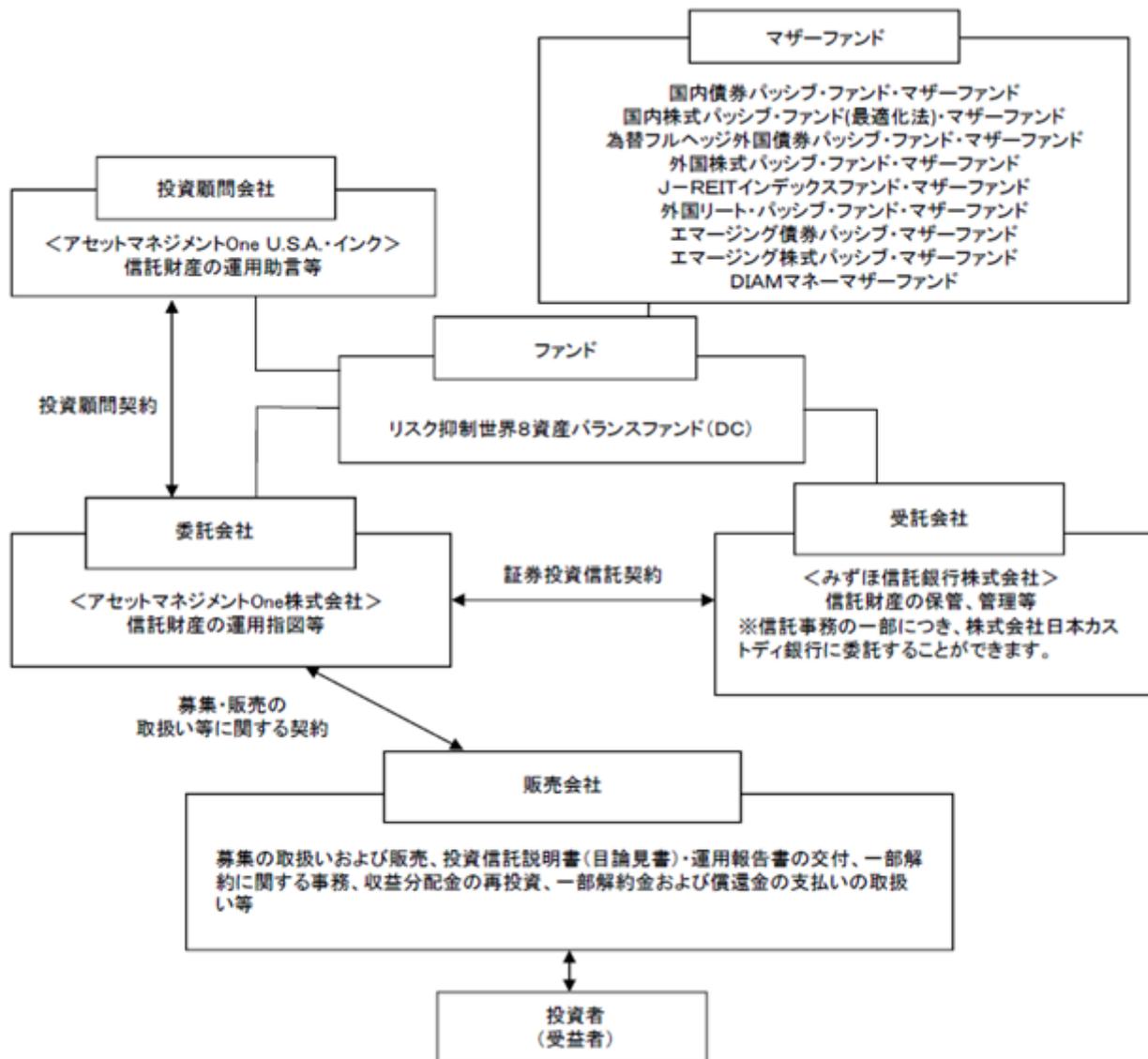
（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券、株式、不動産投信を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

2017年8月14日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

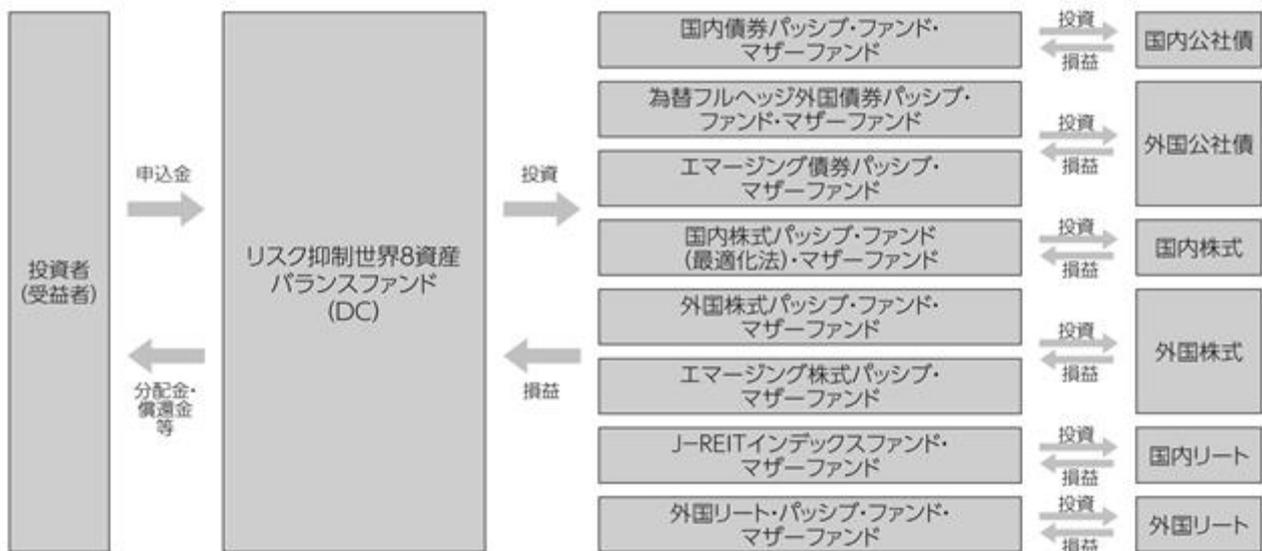
委託会社と投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用を各マザーファンドにて行う仕組みです。



当ファンドは、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

また、現金等（短期国債およびコール・ローンなどの短期金融資産等）への投資は、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2022年1月31日現在）

委託会社の沿革

| | |
|------------|-------------------------------|
| 1985年7月1日 | 会社設立 |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |

| | |
|------------|---|
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 2016年10月1日 | D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更 |

大株主の状況

（2022年1月31日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 ¹ | 70.0% ² |
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0% ² |

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<投資対象>

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」受益証券、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券（ETF）、「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券や短期金融資産等に投資する場合があります。

<投資態度>

国内外の8資産に分散投資を行います。

- ・主として、国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券（リート）に、以下のマザーファンドを通じて実質的に投資します。

- 1)国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- 2)国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
- 3)為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- 4)外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
- 5)J・REITインデックスファンド・マザーファンド
- 6)外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- 7)エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- 8)エマージング株式パッシブ・マザーファンド

一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

(上記1)から8)に掲げるマザーファンドおよびDIAMマネーマザーファンドを以下「各マザーファンド」、または総称して「マザーファンド」ということがあります。)

- ・基本配分戦略に基づき、統計的手法を用いて、資産価格に影響を与える「変動要因」の偏りをなくすように、月次で投資対象資産の基本配分比率および通貨配分比率を決定します。
- ・実質組入外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジを行い、一部または全部の為替リスクの軽減を図ります。
一部の实質組入外貨建資産の通貨については、委託会社はその通貨との相関が高いと判断される通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、実質組入外貨建資産の為替リスクの軽減を図ります。
- ・上記のほか、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)へ直接投資する場合があります。

基準価額の変動リスクを年率2%程度¹に抑えながら、市場下落局面でも安定的な運用をめざします。

- ・基本配分戦略による「変動要因」の分散に加えて、機動的配分戦略に基づき相場環境の変化を日々判定し、組入資産を安定資産²や現金等³へ入れ替えることで基準価額の下落の抑制をめざします。

1 上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれかを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

2 当ファンドでは、投資対象資産のうち国内債券、為替ヘッジ先進国債券を「安定資産」、それ以外の資産を「リスク性資産」とします。

3 現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産への投資は、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)
 - ハ.金銭債権
 - ニ.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

運用の指図範囲等(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、DIAMマネーマザーファンドの各受益証券を含む次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.~12.の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、7.で定めるものを除きます。)
 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

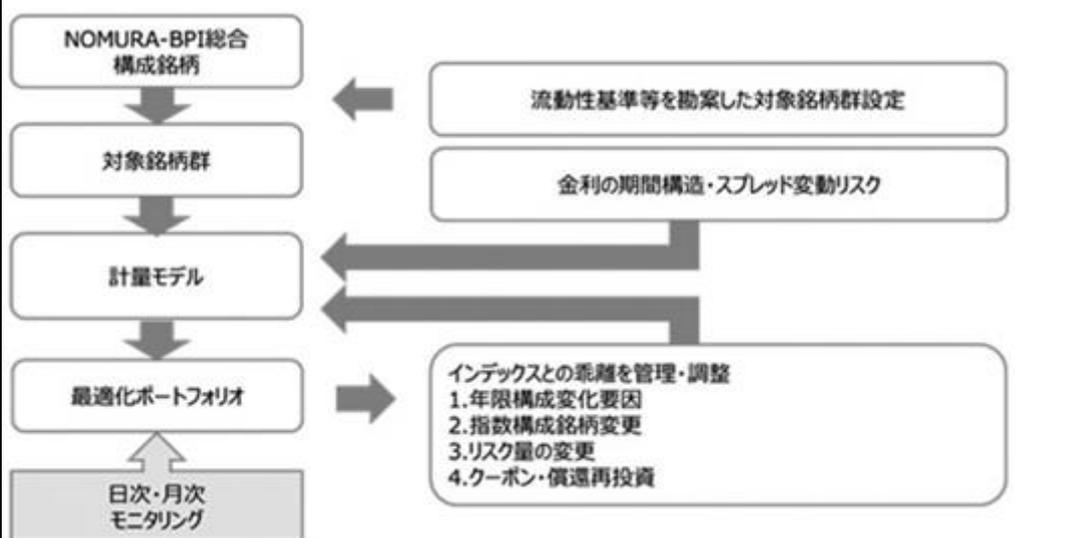
運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(参考)当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none">1.主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA - B P I 総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。2.公社債(債券先物取引等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。3.公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>NOMURA - B P I 総合の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p></div> |

| | |
|--------|---|
| 運用プロセス | <p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 1) 債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因 2) 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 1)、2) が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 ・ 年限構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・ リスク量の変更 ・ クーポン、償還再投資</p>  |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。 2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 4. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 6. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。 |

投資態度

- 1.主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2.最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3.株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4.株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5.非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(TOPIX)にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数(TOPIX)の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

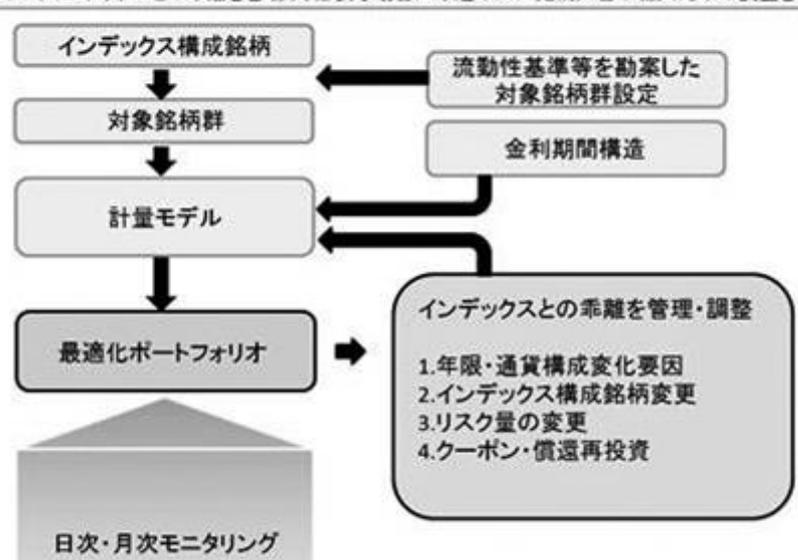
JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数(TOPIX)の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

| | |
|---------------|---|
| <p>運用プロセス</p> | <p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。</p> <p>インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定 |
| <p>主な投資制限</p> | <p>1.株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>2.デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>3.外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>4.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| <p>ファンド名</p> | <p>為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド</p> |
|--------------|-------------------------------------|

| | |
|--------|---|
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 海外の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。</p> <p>このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。</p> </div> |
| 運用プロセス | <p>流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p>  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] D[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --> C E[金利期間構造] --> C C --> F[最適化ポートフォリオ] F --> G[インデックスとの乖離を管理・調整] G --> H[日次・月次モニタリング] </pre> |

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none">1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。3. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。4. 同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。6. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。7. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 海外の株式を主要投資対象とします。 |

| | |
|------|--|
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none">1.主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。2.株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。3.組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。 |
|------|--|

本ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に限りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかな

る者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

運用プロセス

1.流動性基準による対象銘柄群設定

取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。

2.最適化法によるポートフォリオの構築

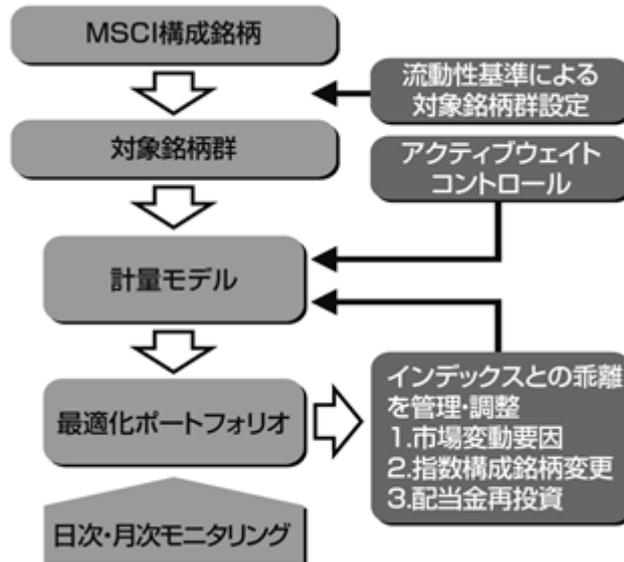
インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3.インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



| | |
|--------|--|
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 3. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。 4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | J - R E I T インデックスファンド・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 東京証券取引所に上場し、東証 R E I T 指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。 |

投資態度

- 1.東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 2.不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3.但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証REIT指数(配当込み)が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

JPXは、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

JPXは、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

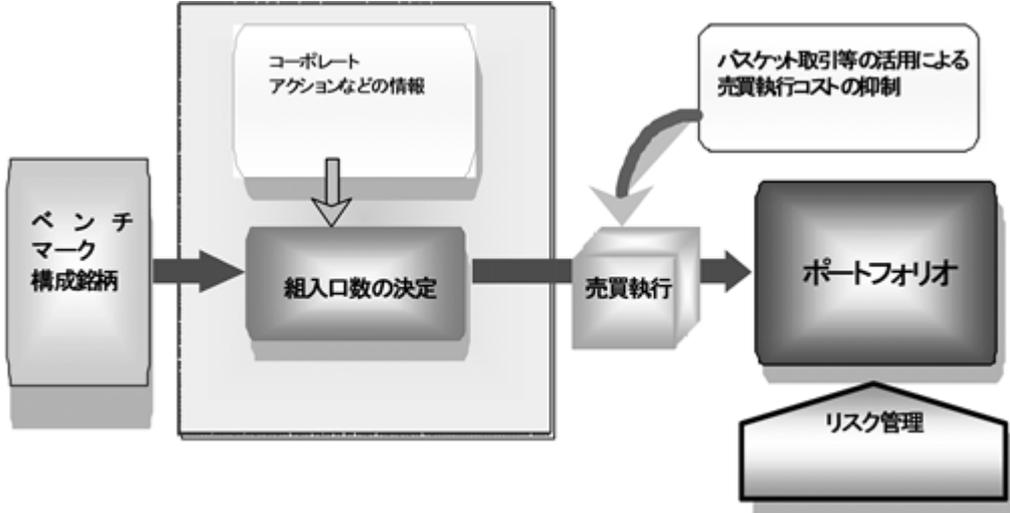
JPXは、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

| | |
|---------------|---|
| <p>運用プロセス</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。 ・新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。 ・配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。  |
|---------------|---|

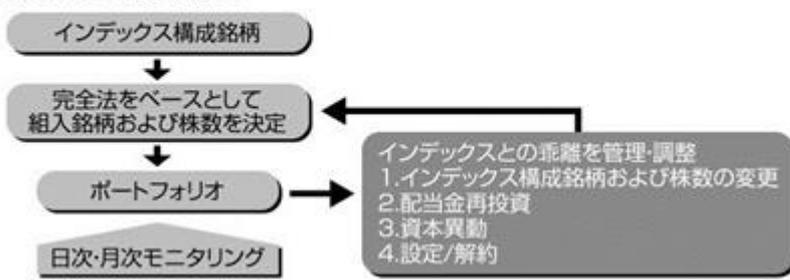
| | |
|---------------|--|
| <p>主な投資制限</p> | <p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |
|---------------|--|

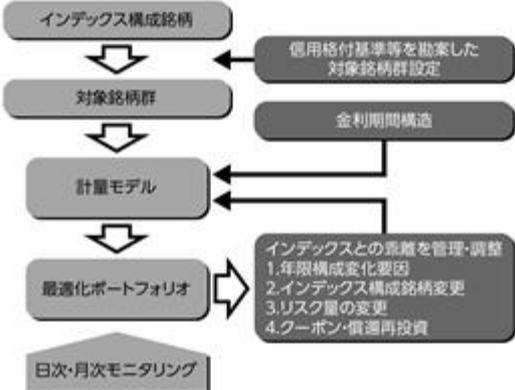
| | |
|--------------|--|
| <p>ファンド名</p> | <p>外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド</p> |
| <p>基本方針</p> | <p>この投資信託は、S & P 先進国REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> |

| | |
|--------|--|
| 主な投資対象 | 日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 海外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券とします。 |
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none">1.主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 REIT インデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。2.不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。 |

S & P 先進国 R E I T インデックスは、S&P Globalの一部門であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるスタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC(「Dow Jones」)の登録商標です。指数に直接投資することはできません。本商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の所有者またはいかなる一般人に対して、有価証券全般または具体的な商品への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS & P 先進国 R E I T インデックスの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S & P 先進国 R E I T インデックスに関して、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび/または特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S & P 先進国 R E I T インデックスは委託会社または本商品に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 R E I T インデックスの決定、構成または計算において委託会社または本商品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の価格および数量、または本商品の発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては本商品が将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indicesは、本商品の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S & P 先進国 R E I T インデックスに基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルダーの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S & P 先進国 R E I T インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS & P

| | |
|--------|--|
| | <p>先進国 REIT インデックスを使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、本商品の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indices のライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。</p> |
| 運用プロセス | <p>ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてインデックスである「S&P先進国REITインデックス(除く日本)」を構成する全ての銘柄を、その時価構成比で組み入れることをめざします。インデックスに対する連動性を随時確認し、必要に応じてポートフォリオのリバランスを実施します。</p>  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[完全法をベースとして 組入銘柄および株数を決定] B --> C[ポートフォリオ] C --> D[日々・月次モニタリング] C --> E[インデックスとの乖離を管理・調整 1.インデックス構成銘柄および株数の変更 2.配当金再投資 3.資本買動 4.設定/解約] E --> B </pre> |
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3. 株式への直接投資は行いません。 4. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券を S & P 先進国 REIT インデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。 5. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 6. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | エマージング債券パッシブ・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 新興国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>1.主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。</p> <p>3.組入債券は、当初組入時において、S&PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がBB-格もしくはBa3格以上を取得している債券とします。但し、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未満となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。</p> <p>4.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p> </div> |
| 運用プロセス | <p>信用格付基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p>  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] C --> D[最適化ポートフォリオ] D --> E[日次・月次モニタリング] F[信用格付基準等を勘案した 対象銘柄群設定] --> B G[金利期間構造] --> C C --> H[インデックスとの乖離を管理・調整 1.年利構成変化要因 2.インデックス構成銘柄変更 3.リスク量の変更 4.クーポン・償還再投資] H --> D </pre> |

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | <p>1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>4. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>5. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |
|--------|---|

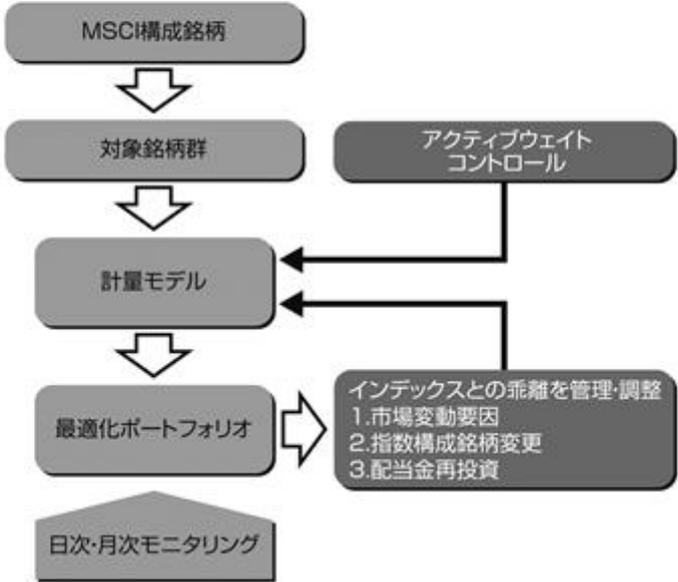
| | |
|--------|--|
| ファンド名 | エマージング株式パッシブ・マザーファンド |
| 基本方針 | <p>この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</p> |
| 主な投資対象 | 海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。 |

| | |
|------|---|
| 投資態度 | <ol style="list-style-type: none">1.主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIEマーキング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。2.原則として、株式の組入比率は高位を維持します。3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 |
|------|---|

本ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかな

| | |
|--------|---|
| | <p>る者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。</p> |
| 運用プロセス | <p>現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。</p>  <pre> graph TD A[MSCI構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] D[アクティブウェイトコントロール] --> C C --> E[最適化ポートフォリオ] F[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更 3.配当金再投資] --> E E --> G[日次・月次モニタリング] </pre> |
| 主な投資制限 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 4. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 5. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 |

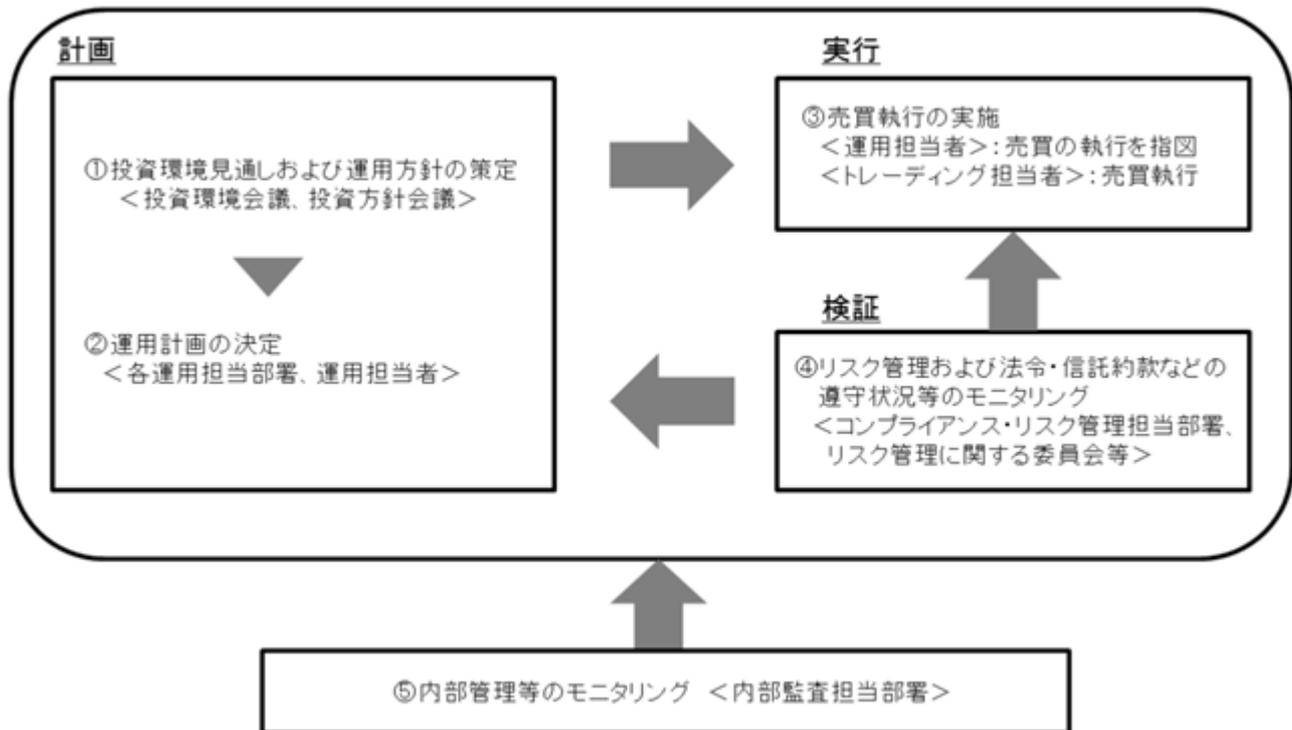
| | |
|--------|---|
| ファンド名 | DIAMマネーマザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。 |
| 主な投資対象 | 国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。 |

| | |
|--------|--|
| 投資態度 | <p>国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関^(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p> |
| 運用プロセス | <p>マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します(トップダウンアプローチ)。</p> |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に関催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2022年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配

することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができる。

(2)上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第20条)

1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第22条)

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2)上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第23条)

1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 運用の指図範囲等1.~4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同

じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第25条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産(「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象外貨建資

産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第26条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第27条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 上記1)1.2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲(約款第28条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲(約款第29条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2)上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第31条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2)上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3)上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4)上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ(約款第37条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内であ

る場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

当ファンドは短期金融資産等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

リートの価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)する場合があります。

注意事項

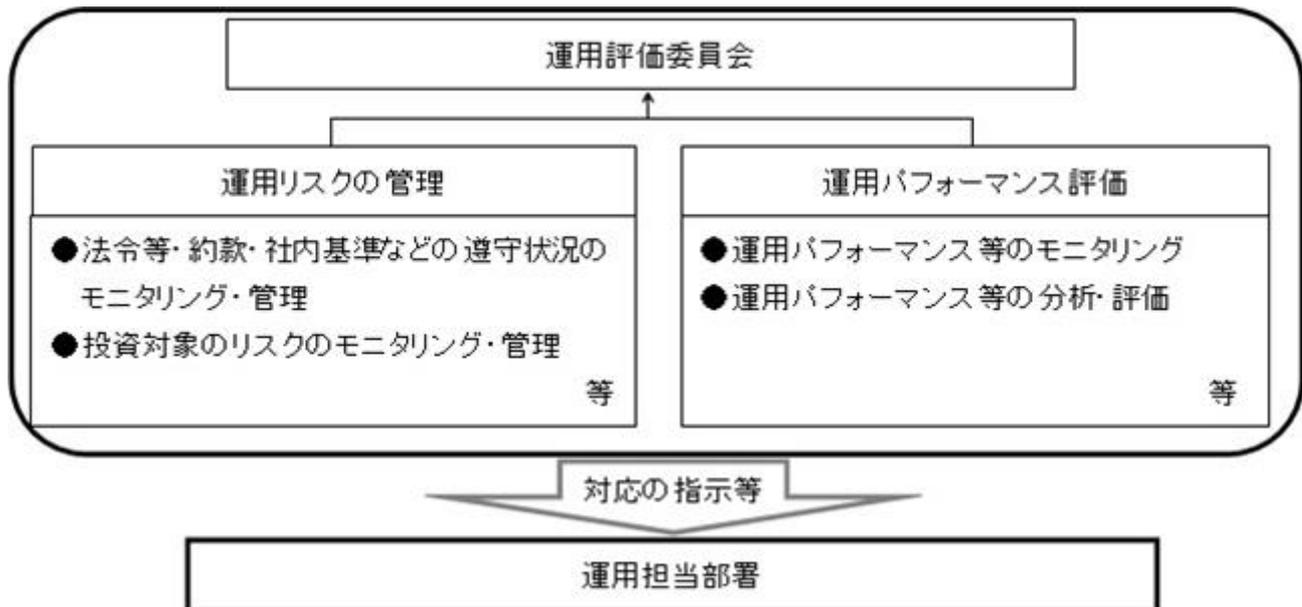
- ・当ファンドは、実質的に債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< リスク管理体制 >

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

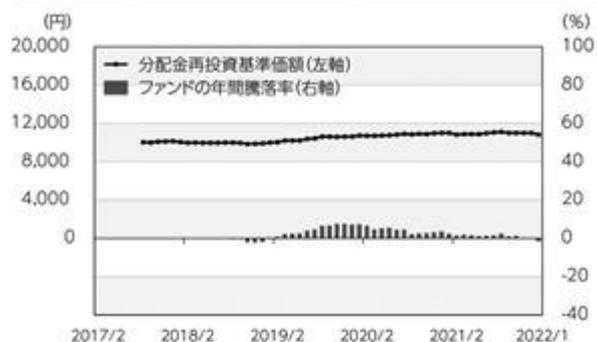


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

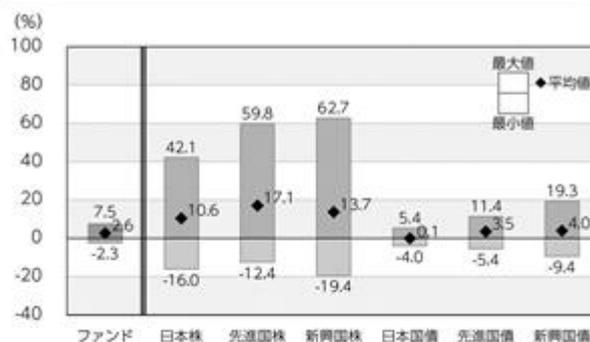
リスク管理体制は2022年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2018年8月～2022年1月

代表的な資産クラス:2017年2月～2022年1月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | | |
|------|--|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.649%(税抜0.59%)

| 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 |
|------|---------|---|
| 委託会社 | 年率0.28% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 年率0.28% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.03% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.126%)が含まれます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。)) の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、2022年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 221,899,147 | 83.83 |
| 内 日本 | 221,899,147 | 83.83 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 42,790,805 | 16.17 |
| 純資産総額 | 264,689,952 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | 409,554,687,400 | 81.80 |
| 内 日本 | 409,554,687,400 | 81.80 |
| 地方債証券 | 31,665,665,626 | 6.32 |
| 内 日本 | 31,665,665,626 | 6.32 |
| 特殊債券 | 28,301,559,187 | 5.65 |
| 内 日本 | 28,301,559,187 | 5.65 |
| 社債券 | 27,761,117,960 | 5.54 |
| 内 日本 | 26,957,372,960 | 5.38 |
| 内 フランス | 803,745,000 | 0.16 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 3,418,094,950 | 0.68 |
| 純資産総額 | 500,701,125,123 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 株式 | 371,308,293,920 | 95.83 |
| 内 日本 | 371,308,293,920 | 95.83 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 16,158,899,629 | 4.17 |
| 純資産総額 | 387,467,193,549 | 100.00 |

その他資産の投資状況

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|--------------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引（買建） | 16,346,085,000 | 4.22 |
| 内 日本 | 16,346,085,000 | 4.22 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-------|---------|---------|
|-------|---------|---------|

| | | | |
|-----------------------|--|-----------------|--------|
| 国債証券 | | 572,932,296,502 | 97.68 |
| 内 アメリカ | | 274,221,796,912 | 46.75 |
| 内 フランス | | 56,594,934,836 | 9.65 |
| 内 イタリア | | 50,496,177,198 | 8.61 |
| 内 ドイツ | | 41,414,354,518 | 7.06 |
| 内 イギリス | | 33,484,396,074 | 5.71 |
| 内 スペイン | | 32,874,361,803 | 5.60 |
| 内 ベルギー | | 12,802,742,892 | 2.18 |
| 内 カナダ | | 11,433,271,953 | 1.95 |
| 内 オランダ | | 10,740,404,302 | 1.83 |
| 内 オーストラリア | | 8,982,149,668 | 1.53 |
| 内 オーストリア | | 7,897,720,129 | 1.35 |
| 内 アイルランド | | 4,424,597,367 | 0.75 |
| 内 メキシコ | | 4,087,378,791 | 0.70 |
| 内 中国 | | 3,826,849,179 | 0.65 |
| 内 フィンランド | | 3,373,886,365 | 0.58 |
| 内 マレーシア | | 2,854,694,777 | 0.49 |
| 内 ポーランド | | 2,805,572,307 | 0.48 |
| 内 シンガポール | | 2,551,817,828 | 0.44 |
| 内 デンマーク | | 2,527,229,991 | 0.43 |
| 内 イスラエル | | 2,508,363,550 | 0.43 |
| 内 スウェーデン | | 1,631,996,767 | 0.28 |
| 内 ノルウェー | | 1,397,599,295 | 0.24 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 13,617,499,196 | 2.32 |
| 純資産総額 | | 586,549,795,698 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|-----------------|---------|
| 株式 | 589,473,941,475 | 95.47 |
| 内 アメリカ | 413,810,103,508 | 67.02 |
| 内 イギリス | 26,594,604,056 | 4.31 |
| 内 カナダ | 22,180,933,656 | 3.59 |
| 内 スイス | 20,104,338,004 | 3.26 |
| 内 フランス | 19,391,937,670 | 3.14 |
| 内 ドイツ | 15,971,949,133 | 2.59 |
| 内 オランダ | 11,321,358,230 | 1.83 |
| 内 オーストラリア | 11,032,097,822 | 1.79 |
| 内 アイルランド | 11,027,924,694 | 1.79 |
| 内 スウェーデン | 6,245,020,759 | 1.01 |
| 内 デンマーク | 4,452,040,116 | 0.72 |
| 内 スペイン | 4,297,321,623 | 0.70 |
| 内 香港 | 4,004,719,341 | 0.65 |
| 内 イタリア | 3,380,855,215 | 0.55 |
| 内 ジャージー | 2,345,270,311 | 0.38 |
| 内 フィンランド | 2,224,396,204 | 0.36 |
| 内 シンガポール | 1,808,495,214 | 0.29 |
| 内 ベルギー | 1,464,058,155 | 0.24 |

| | | | |
|-----------------------|------------|-----------------|--------|
| 内 | バミューダ | 1,312,458,964 | 0.21 |
| 内 | イスラエル | 1,280,358,637 | 0.21 |
| 内 | ノルウェー | 1,250,320,825 | 0.20 |
| 内 | ケイマン諸島 | 1,110,199,276 | 0.18 |
| 内 | オランダ領キュラソー | 614,179,366 | 0.10 |
| 内 | ルクセンブルグ | 533,095,974 | 0.09 |
| 内 | ニュージーランド | 494,688,951 | 0.08 |
| 内 | オーストリア | 435,096,334 | 0.07 |
| 内 | ポルトガル | 294,485,648 | 0.05 |
| 内 | リベリア | 183,166,320 | 0.03 |
| 内 | パナマ | 167,093,505 | 0.03 |
| 内 | マン島 | 141,373,964 | 0.02 |
| 投資信託受益証券 | | 1,010,411,842 | 0.16 |
| 内 | オーストラリア | 768,727,178 | 0.12 |
| 内 | シンガポール | 241,684,664 | 0.04 |
| 投資証券 | | 13,070,780,148 | 2.12 |
| 内 | アメリカ | 12,134,833,838 | 1.97 |
| 内 | イギリス | 392,069,945 | 0.06 |
| 内 | フランス | 279,013,146 | 0.05 |
| 内 | 香港 | 197,416,929 | 0.03 |
| 内 | カナダ | 67,446,290 | 0.01 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 13,902,528,870 | 2.25 |
| 純資産総額 | | 617,457,662,335 | 100.00 |

その他資産の投資状況

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） | |
|--------------|----------------|----------------|------|
| 株価指数先物取引（買建） | 13,929,128,905 | 2.26 | |
| 内 | | | |
| 内 | アメリカ | 10,365,585,594 | 1.68 |
| 内 | ドイツ | 2,145,158,472 | 0.35 |
| 内 | イギリス | 653,534,959 | 0.11 |
| 内 | カナダ | 499,632,984 | 0.08 |
| 内 | オーストラリア | 265,216,896 | 0.04 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 投資証券 | 172,867,329,250 | 97.38 | |
| 内 | | | |
| 内 | 日本 | 172,867,329,250 | 97.38 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 4,654,658,723 | 2.62 | |
| 純資産総額 | 177,521,987,973 | 100.00 | |

その他資産の投資状況

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） | |
|-----------------|---------------|---------------|------|
| 不動産投信指数先物取引（買建） | 4,520,926,500 | 2.55 | |
| 内 | | | |
| 内 | 日本 | 4,520,926,500 | 2.55 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 5,610,298,952 | 9.64 |
| 内 オーストラリア | 3,694,577,737 | 6.35 |
| 内 シンガポール | 1,860,077,083 | 3.20 |
| 内 香港 | 55,644,132 | 0.10 |
| 投資証券 | 52,339,029,227 | 89.98 |
| 内 アメリカ | 44,412,776,177 | 76.35 |
| 内 イギリス | 3,197,041,184 | 5.50 |
| 内 カナダ | 1,111,730,938 | 1.91 |
| 内 フランス | 1,082,434,064 | 1.86 |
| 内 香港 | 774,157,246 | 1.33 |
| 内 ベルギー | 744,564,731 | 1.28 |
| 内 スペイン | 236,550,438 | 0.41 |
| 内 ニュージーランド | 217,714,997 | 0.37 |
| 内 ガーンジー | 160,111,929 | 0.28 |
| 内 オランダ | 103,777,491 | 0.18 |
| 内 韓国 | 98,899,574 | 0.17 |
| 内 ドイツ | 69,347,993 | 0.12 |
| 内 アイルランド | 64,730,219 | 0.11 |
| 内 イスラエル | 49,017,961 | 0.08 |
| 内 イタリア | 16,174,285 | 0.03 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 219,806,273 | 0.38 |
| 純資産総額 | 58,169,134,452 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 国債証券 | 93,124,268,418 | 98.17 |
| 内 メキシコ | 15,135,768,292 | 15.96 |
| 内 インドネシア | 13,490,095,996 | 14.22 |
| 内 ロシア | 12,000,651,879 | 12.65 |
| 内 ブラジル | 9,947,491,405 | 10.49 |
| 内 フィリピン | 8,742,005,785 | 9.22 |
| 内 コロンビア | 7,554,163,871 | 7.96 |
| 内 パナマ | 6,060,151,745 | 6.39 |
| 内 南アフリカ | 5,754,157,061 | 6.07 |
| 内 ペルー | 5,616,444,598 | 5.92 |
| 内 ハンガリー | 3,658,384,779 | 3.86 |
| 内 ルーマニア | 3,345,538,931 | 3.53 |
| 内 クロアチア | 1,819,414,076 | 1.92 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,739,616,753 | 1.83 |
| 純資産総額 | 94,863,885,171 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 株式 | 79,061,521,768 | 94.55 |
| 内 ケイマン諸島 | 14,846,882,575 | 17.75 |
| 内 台湾 | 12,562,677,571 | 15.02 |
| 内 インド | 9,971,763,708 | 11.92 |
| 内 韓国 | 9,474,842,954 | 11.33 |
| 内 中国 | 9,229,368,145 | 11.04 |
| 内 ブラジル | 3,555,222,726 | 4.25 |
| 内 サウジアラビア | 3,014,306,041 | 3.60 |
| 内 南アフリカ | 2,584,063,415 | 3.09 |
| 内 ロシア | 2,258,400,098 | 2.70 |
| 内 タイ | 1,382,386,282 | 1.65 |
| 内 インドネシア | 1,226,682,323 | 1.47 |
| 内 メキシコ | 1,184,071,501 | 1.42 |
| 内 マレーシア | 1,088,001,991 | 1.30 |
| 内 香港 | 980,863,713 | 1.17 |
| 内 アラブ首長国連邦 | 968,339,727 | 1.16 |
| 内 カタール | 675,049,820 | 0.81 |
| 内 フィリピン | 583,614,817 | 0.70 |
| 内 ポーランド | 570,559,225 | 0.68 |
| 内 クエート | 518,741,189 | 0.62 |
| 内 パミュエダ | 407,907,374 | 0.49 |
| 内 チリ | 329,393,455 | 0.39 |
| 内 アメリカ | 265,548,070 | 0.32 |
| 内 ハンガリー | 202,557,317 | 0.24 |
| 内 トルコ | 191,872,241 | 0.23 |
| 内 オランダ | 189,774,828 | 0.23 |
| 内 ギリシャ | 170,867,197 | 0.20 |
| 内 コロンビア | 153,943,555 | 0.18 |
| 内 チェコ | 122,044,334 | 0.15 |
| 内 キプロス | 104,064,933 | 0.12 |
| 内 ルクセンブルグ | 63,511,314 | 0.08 |
| 内 ジョージア | 61,328,752 | 0.07 |
| 内 エジプト | 47,810,367 | 0.06 |
| 内 マン島 | 25,587,620 | 0.03 |
| 内 シンガポール | 23,669,342 | 0.03 |
| 内 ベルギー | 17,205,602 | 0.02 |
| 内 イギリス領バージン諸島 | 8,597,646 | 0.01 |
| 投資信託受益証券 | 462,829,720 | 0.55 |
| 内 メキシコ | 340,909,446 | 0.41 |
| 内 ブラジル | 121,920,274 | 0.15 |
| 投資証券 | 66,962,822 | 0.08 |
| 内 南アフリカ | 40,082,477 | 0.05 |
| 内 メキシコ | 26,880,345 | 0.03 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 4,030,470,603 | 4.82 |

| | | |
|-------|----------------|--------|
| 純資産総額 | 83,621,784,913 | 100.00 |
|-------|----------------|--------|

その他資産の投資状況

2022年1月31日現在

| 資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) | 4,081,348,876 | 4.88 |
| 内 アメリカ | 4,081,348,876 | 4.88 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|--|-------------------|------------|----------------------|----------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 為替フルヘッジ外国債券 パッシブ・ファンド・マ ザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 68,714,935 | 1.4148 97,219,065 | 1.4123 97,046,102 | - - | 36.66 |
| 2 | 国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 67,475,742 | 1.3004 87,749,163 | 1.2964 87,475,551 | - - | 33.05 |
| 3 | 国内株式パッシブ・ファン ド(最適化法)・マザー ファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 3,656,274 | 3.2875 12,020,048 | 3.1401 11,481,065 | - - | 4.34 |
| 4 | エマージング債券パッシ ブ・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 4,340,646 | 2.1944 9,525,394 | 2.1616 9,382,740 | - - | 3.54 |
| 5 | エマージング株式パッシ ブ・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 3,597,777 | 1.4610 5,256,641 | 1.4102 5,073,585 | - - | 1.92 |
| 6 | 外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 780,608 | 5.9580 4,650,868 | 5.6736 4,428,857 | - - | 1.67 |
| 7 | 外国リート・パッシブ・ ファンド・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 2,360,369 | 1.7453 4,119,743 | 1.6668 3,934,263 | - - | 1.49 |
| 8 | J-REITインデックス ファンド・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 1,318,331 | 2.3973 3,160,456 | 2.3340 3,076,984 | - - | 1.16 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 83.83 |
| 合計 | 83.83 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|----------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|
| 1 | 329回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 8,350,000,000 | 101.61 8,484,770,200 | 101.19 8,449,782,500 | 0.8 2023/6/20 | 1.69 |
| 2 | 350回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 5,010,000,000 | 101.12 5,066,235,000 | 100.61 5,040,661,200 | 0.1 2028/3/20 | 1.01 |
| 3 | 138回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 5,000,000,000 | 100.56 5,028,000,000 | 100.31 5,015,500,000 | 0.1 2023/12/20 | 1.00 |
| 4 | 144回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 4,600,000,000 | 100.79 4,636,396,000 | 100.54 4,624,932,000 | 0.1 2025/6/20 | 0.92 |
| 5 | 344回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,590,000,000 | 100.89 4,630,899,000 | 100.57 4,616,576,100 | 0.1 2026/9/20 | 0.92 |
| 6 | 340回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,310,000,000 | 102.06 4,398,897,000 | 101.63 4,380,554,700 | 0.4 2025/9/20 | 0.87 |
| 7 | 343回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,350,000,000 | 100.98 4,392,955,000 | 100.59 4,375,752,000 | 0.1 2026/6/20 | 0.87 |
| 8 | 145回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 4,350,000,000 | 100.96 4,391,930,000 | 100.54 4,373,707,500 | 0.1 2025/9/20 | 0.87 |
| 9 | 346回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,290,000,000 | 101.08 4,336,446,000 | 100.59 4,315,311,000 | 0.1 2027/3/20 | 0.86 |
| 10 | 334回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,240,000,000 | 102.32 4,338,368,000 | 101.56 4,306,186,400 | 0.6 2024/6/20 | 0.86 |
| 11 | 339回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,210,000,000 | 101.91 4,290,411,000 | 101.54 4,274,876,100 | 0.4 2025/6/20 | 0.85 |
| 12 | 352回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,140,000,000 | 101.08 4,184,962,000 | 100.56 4,163,308,200 | 0.1 2028/9/20 | 0.83 |
| 13 | 359回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,110,000,000 | 100.87 4,145,793,000 | 100.16 4,116,822,600 | 0.1 2030/6/20 | 0.82 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|------|
| 14 | 149回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 4,100,000,000 | 100.36 4,114,946,000 | 100.13 4,105,699,000 | 0.005 2026/9/20 | 0.82 |
| 15 | 335回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 4,000,000,000 | 101.74 4,069,999,000 | 101.44 4,057,960,000 | 0.5 2024/9/20 | 0.81 |
| 16 | 348回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,990,000,000 | 101.16 4,036,667,000 | 100.61 4,014,698,100 | 0.1 2027/9/20 | 0.80 |
| 17 | 147回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 4,000,000,000 | 100.31 4,012,712,000 | 100.18 4,007,440,000 | 0.005 2026/3/20 | 0.80 |
| 18 | 338回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,930,000,000 | 101.65 3,995,002,000 | 101.42 3,986,041,800 | 0.4 2025/3/20 | 0.80 |
| 19 | 360回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,940,000,000 | 100.78 3,971,052,000 | 100.04 3,941,654,800 | 0.1 2030/9/20 | 0.79 |
| 20 | 332回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,880,000,000 | 101.47 3,937,036,000 | 101.24 3,928,228,400 | 0.6 2023/12/20 | 0.78 |
| 21 | 146回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 3,900,000,000 | 100.92 3,935,902,000 | 100.56 3,921,957,000 | 0.1 2025/12/20 | 0.78 |
| 22 | 361回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,900,000,000 | 100.52 3,920,280,000 | 99.91 3,896,568,000 | 0.1 2030/12/20 | 0.78 |
| 23 | 363回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,900,000,000 | 100.57 3,922,230,000 | 99.62 3,885,531,000 | 0.1 2031/6/20 | 0.78 |
| 24 | 345回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,790,000,000 | 101.12 3,832,448,000 | 100.58 3,812,209,400 | 0.1 2026/12/20 | 0.76 |
| 25 | 342回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,780,000,000 | 100.91 3,814,443,000 | 100.57 3,801,848,400 | 0.1 2026/3/20 | 0.76 |
| 26 | 139回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 3,750,000,000 | 100.69 3,776,045,900 | 100.34 3,762,787,500 | 0.1 2024/3/20 | 0.75 |
| 27 | 362回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,750,000,000 | 100.62 3,773,499,000 | 99.77 3,741,525,000 | 0.1 2031/3/20 | 0.75 |
| 28 | 148回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 3,700,000,000 | 100.49 3,718,130,000 | 100.17 3,706,475,000 | 0.005 2026/6/20 | 0.74 |
| 29 | 347回 利付国庫債券 (10年) 日本 | 国債証券 | 3,630,000,000 | 101.13 3,671,019,000 | 100.61 3,652,469,700 | 0.1 2027/6/20 | 0.73 |
| 30 | 141回 利付国庫債券 (5年) 日本 | 国債証券 | 3,610,000,000 | 100.61 3,632,194,000 | 100.39 3,624,259,500 | 0.1 2024/9/20 | 0.72 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 81.80 |
| 地方債証券 | 6.32 |
| 特殊債券 | 5.65 |
| 社債券 | 5.54 |
| 合計 | 99.32 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------|--------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | トヨタ自動車 日本 | 株式 輸送用機器 | 7,259,300 | 1,860.44 13,505,520,381 | 2,245.50 16,300,758,150 | - - | 4.21 |
| 2 | ソニーグループ 日本 | 株式 電気機器 | 897,400 | 12,460.78 11,182,306,687 | 12,720.00 11,414,928,000 | - - | 2.95 |
| 3 | キーエンス 日本 | 株式 電気機器 | 129,800 | 62,531.25 8,116,556,330 | 58,230.00 7,558,254,000 | - - | 1.95 |
| 4 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本 | 株式 銀行業 | 8,859,800 | 597.70 5,295,582,259 | 691.10 6,123,007,780 | - - | 1.58 |
| 5 | リクルートホールディングス 日本 | 株式 サービス業 | 1,055,900 | 6,091.76 6,432,296,310 | 5,595.00 5,907,760,500 | - - | 1.52 |
| 6 | 東京エレクトロン 日本 | 株式 電気機器 | 90,900 | 50,058.61 4,550,328,465 | 54,730.00 4,974,957,000 | - - | 1.28 |
| 7 | 日本電信電話 日本 | 株式 情報・通信業 | 1,470,400 | 2,970.69 4,368,106,421 | 3,267.00 4,803,796,800 | - - | 1.24 |
| 8 | 信越化学工業 日本 | 株式 化学 | 241,000 | 18,792.94 4,529,100,900 | 19,040.00 4,588,640,000 | - - | 1.18 |
| 9 | 任天堂 日本 | 株式 その他製品 | 80,900 | 58,009.13 4,692,938,972 | 56,160.00 4,543,344,000 | - - | 1.17 |
| 10 | ダイキン工業 日本 | 株式 機械 | 182,600 | 24,224.11 4,423,322,780 | 23,825.00 4,350,445,000 | - - | 1.12 |
| 11 | ソフトバンクグループ 日本 | 株式 情報・通信業 | 842,800 | 7,504.30 6,324,631,074 | 5,011.00 4,223,270,800 | - - | 1.09 |
| 12 | HOYA 日本 | 株式 精密機器 | 279,600 | 15,403.67 4,306,866,878 | 14,755.00 4,125,498,000 | - - | 1.06 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|--------------|-----------|----------------------------|----------------------------|--------|------|
| 13 | 三菱商事 日本 | 株式 卸売業 | 1,057,200 | 3,315.73 3,505,396,378 | 3,877.00 4,098,764,400 | - - | 1.06 |
| 14 | 日立製作所 日本 | 株式 電気機器 | 689,000 | 5,857.89 4,036,086,537 | 5,939.00 4,091,971,000 | - - | 1.06 |
| 15 | 三井住友フィナンシャルグループ 日本 | 株式 銀行業 | 977,800 | 3,813.72 3,729,064,862 | 4,113.00 4,021,691,400 | - - | 1.04 |
| 16 | 本田技研工業 日本 | 株式 輸送用機器 | 1,127,800 | 3,241.36 3,655,611,893 | 3,354.00 3,782,641,200 | - - | 0.98 |
| 17 | 武田薬品工業 日本 | 株式 医薬品 | 1,125,800 | 3,495.54 3,935,280,093 | 3,328.00 3,746,662,400 | - - | 0.97 |
| 18 | 日本電産 日本 | 株式 電気機器 | 371,300 | 13,258.12 4,922,740,878 | 10,090.00 3,746,417,000 | - - | 0.97 |
| 19 | KDDI 日本 | 株式 情報・通信業 | 1,024,800 | 3,446.24 3,531,709,701 | 3,645.00 3,735,396,000 | - - | 0.96 |
| 20 | 伊藤忠商事 日本 | 株式 卸売業 | 986,800 | 3,298.28 3,254,745,529 | 3,667.00 3,618,595,600 | - - | 0.93 |
| 21 | 村田製作所 日本 | 株式 電気機器 | 420,800 | 9,041.10 3,804,496,157 | 8,539.00 3,593,211,200 | - - | 0.93 |
| 22 | オリエンタルランド 日本 | 株式 サービス業 | 161,800 | 17,848.48 2,887,884,540 | 19,880.00 3,216,584,000 | - - | 0.83 |
| 23 | 東京海上ホールディングス 日本 | 株式 保険業 | 465,300 | 5,761.03 2,680,609,065 | 6,830.00 3,177,999,000 | - - | 0.82 |
| 24 | 三井物産 日本 | 株式 卸売業 | 1,095,500 | 2,380.20 2,607,510,488 | 2,853.50 3,126,009,250 | - - | 0.81 |
| 25 | セブン&アイ・ホールディングス 日本 | 株式 小売業 | 552,000 | 4,727.75 2,609,718,027 | 5,593.00 3,087,336,000 | - - | 0.80 |
| 26 | ソフトバンク 日本 | 株式 情報・通信業 | 2,129,000 | 1,488.45 3,168,912,001 | 1,434.00 3,052,986,000 | - - | 0.79 |
| 27 | 第一三共 日本 | 株式 医薬品 | 1,125,700 | 2,891.18 3,254,611,211 | 2,565.00 2,887,420,500 | - - | 0.75 |
| 28 | ファナック 日本 | 株式 電気機器 | 125,800 | 25,813.48 3,247,335,948 | 22,460.00 2,825,468,000 | - - | 0.73 |
| 29 | みずほフィナンシャルグループ 日本 | 株式 銀行業 | 1,806,800 | 1,538.97 2,780,622,918 | 1,550.00 2,800,540,000 | - - | 0.72 |
| 30 | デンソー 日本 | 株式 輸送用機器 | 315,400 | 7,734.09 2,439,332,049 | 8,494.00 2,679,007,600 | - - | 0.69 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
| 株式 | 95.83 |
| 合計 | 95.83 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2022年1月31日現在

| 業種 | 国内/外国 | 投資比率(%) |
|------------|-------|---------|
| 電気機器 | 国内 | 17.54 |
| 輸送用機器 | | 8.35 |
| 情報・通信業 | | 7.53 |
| 化学 | | 6.44 |
| サービス業 | | 5.60 |
| 卸売業 | | 5.34 |
| 機械 | | 5.18 |
| 銀行業 | | 5.11 |
| 医薬品 | | 4.57 |
| 小売業 | | 4.06 |
| 食料品 | | 3.25 |
| 陸運業 | | 2.87 |
| 精密機器 | | 2.58 |
| その他製品 | | 2.21 |
| 建設業 | | 2.17 |
| 保険業 | | 2.17 |
| 不動産業 | | 1.86 |
| その他金融業 | | 1.14 |
| 電気・ガス業 | | 1.07 |
| ガラス・土石製品 | | 0.75 |
| 非鉄金属 | | 0.75 |
| 鉄鋼 | | 0.74 |
| 証券、商品先物取引業 | | 0.73 |
| ゴム製品 | | 0.68 |
| 金属製品 | | 0.59 |
| 海運業 | | 0.53 |
| 繊維製品 | | 0.46 |
| 石油・石炭製品 | | 0.42 |
| 空運業 | | 0.39 |
| 鉱業 | | 0.26 |
| パルプ・紙 | | 0.22 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.17 | |
| 水産・農林業 | 0.09 | |
| 合計 | | 95.83 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | US T N/B 1.0 12/15/24 アメリカ | 国債証券 | 4,140,832,800 | 99.30 4,111,899,710 | 98.96 4,097,968,678 | 1 2024/12/15 | 0.70 |
| 2 | US T N/B 2.5 05/15/24 アメリカ | 国債証券 | 3,463,200,000 | 103.46 3,583,234,512 | 102.84 3,561,820,022 | 2.5 2024/5/15 | 0.61 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|----------|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|------|
| 3 | US T N/B 0.375 10/31/23 アメリカ | 国債証 券 | 3,489,751,200 | 99.16 3,460,541,982 | 98.76 3,446,674,582 | 0.375 2023/10/31 | 0.59 |
| 4 | US T N/B 1.25 08/15/31 アメリカ | 国債証 券 | 3,322,363,200 | 96.76 3,214,833,921 | 95.41 3,169,871,911 | 1.25 2031/8/15 | 0.54 |
| 5 | US T N/B 1.125 02/15/31 アメリカ | 国債証 券 | 2,814,427,200 | 96.86 2,726,256,458 | 94.69 2,665,020,686 | 1.125 2031/2/15 | 0.45 |
| 6 | US T N/B 1.375 11/15/31 アメリカ | 国債証 券 | 2,717,457,600 | 97.22 2,642,103,622 | 96.39 2,619,374,363 | 1.375 2031/11/15 | 0.45 |
| 7 | US T N/B 0.875 11/15/30 アメリカ | 国債証 券 | 2,689,752,000 | 94.21 2,534,283,548 | 92.83 2,497,056,470 | 0.875 2030/11/15 | 0.43 |
| 8 | US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ | 国債証 券 | 2,490,040,800 | 101.53 2,528,298,724 | 98.78 2,459,887,948 | 1.625 2031/5/15 | 0.42 |
| 9 | US T N/B 2.75 02/15/28 アメリカ | 国債証 券 | 2,308,800,000 | 107.71 2,486,996,173 | 106.00 2,447,328,000 | 2.75 2028/2/15 | 0.42 |
| 10 | US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ | 国債証 券 | 2,686,288,800 | 93.38 2,508,681,208 | 91.07 2,446,411,589 | 0.625 2030/8/15 | 0.42 |
| 11 | SPAIN 5.9 07/30/26 スペイン | 国債証 券 | 1,929,900,000 | 128.52 2,480,469,109 | 126.71 2,445,548,051 | 5.9 2026/7/30 | 0.42 |
| 12 | US T N/B 0.25 09/30/23 アメリカ | 国債証 券 | 2,419,622,400 | 99.60 2,410,064,891 | 98.67 2,387,675,810 | 0.25 2023/9/30 | 0.41 |
| 13 | US T N/B 2.75 11/15/23 アメリカ | 国債証 券 | 2,308,800,000 | 103.20 2,382,860,555 | 102.88 2,375,448,545 | 2.75 2023/11/15 | 0.40 |
| 14 | US T N/B 1.75 08/15/41 アメリカ | 国債証 券 | 2,491,195,200 | 95.32 2,374,768,355 | 93.56 2,330,824,509 | 1.75 2041/8/15 | 0.40 |
| 15 | US T N/B 0.25 05/15/24 アメリカ | 国債証 券 | 2,308,800,000 | 99.20 2,290,375,776 | 97.76 2,257,302,931 | 0.25 2024/5/15 | 0.38 |
| 16 | US T N/B 0.625 05/15/30 アメリカ | 国債証 券 | 2,435,784,000 | 93.88 2,286,908,881 | 91.32 2,224,555,855 | 0.625 2030/5/15 | 0.38 |
| 17 | FRANCE OAT 4.5 04/25/41 フランス | 国債証 券 | 1,313,618,600 | 173.23 2,275,643,266 | 168.59 2,214,712,355 | 4.5 2041/4/25 | 0.38 |
| 18 | US T N/B 2.375 08/15/24 アメリカ | 国債証 券 | 2,154,110,400 | 103.17 2,222,454,179 | 102.69 2,212,086,255 | 2.375 2024/8/15 | 0.38 |
| 19 | US T N/B 2.25 05/15/41 アメリカ | 国債証 券 | 2,110,243,200 | 103.56 2,185,449,693 | 101.60 2,144,204,925 | 2.25 2041/5/15 | 0.37 |
| 20 | US T N/B 2.375 05/15/51 アメリカ | 国債証 券 | 1,990,185,600 | 107.89 2,147,257,482 | 106.50 2,119,703,136 | 2.375 2051/5/15 | 0.36 |
| 21 | FRANCE OAT 1.75 11/25/24 フランス | 国債証 券 | 1,971,071,200 | 106.43 2,097,937,180 | 106.19 2,093,255,932 | 1.75 2024/11/25 | 0.36 |
| 22 | US T N/B 3.375 11/15/48 アメリカ | 国債証 券 | 1,633,476,000 | 129.40 2,113,773,305 | 126.28 2,062,901,516 | 3.375 2048/11/15 | 0.35 |
| 23 | US T N/B 0.125 08/31/23 アメリカ | 国債証 券 | 2,082,537,600 | 99.42 2,070,646,310 | 98.58 2,053,007,862 | 0.125 2023/8/31 | 0.35 |
| 24 | ITALY BTPS 0.0 12/15/24 イタリア | 国債証 券 | 2,058,560,000 | 99.58 2,050,067,307 | 99.59 2,050,222,832 | - 2024/12/15 | 0.35 |
| 25 | FRANCE OAT 5.5 04/25/29 フランス | 国債証 券 | 1,460,291,000 | 141.37 2,064,450,333 | 139.76 2,041,020,985 | 5.5 2029/4/25 | 0.35 |
| 26 | US T N/B 2.875 05/15/28 アメリカ | 国債証 券 | 1,847,040,000 | 108.04 1,995,648,255 | 106.90 1,974,601,200 | 2.875 2028/5/15 | 0.34 |
| 27 | US T N/B 3.0 08/15/48 アメリカ | 国債証 券 | 1,649,637,600 | 121.48 2,004,016,040 | 118.10 1,948,247,770 | 3 2048/8/15 | 0.33 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|------|
| 28 | US T N/B 3.125 11/15/28 アメリカ | 国債証券 | 1,775,467,200 | 112.98 2,005,931,149 | 108.88 1,933,178,612 | 3.125 2028/11/15 | 0.33 |
| 29 | US T N/B 1.125 10/31/26 アメリカ | 国債証券 | 1,962,480,000 | 98.97 1,942,370,319 | 97.73 1,918,094,216 | 1.125 2026/10/31 | 0.33 |
| 30 | FRANCE OAT 0.75 11/25/28 フランス | 国債証券 | 1,797,380,200 | 106.37 1,911,894,677 | 105.05 1,888,316,853 | 0.75 2028/11/25 | 0.32 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 97.68 |
| 合計 | 97.68 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------|--|-----------|------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | APPLE INC アメリカ | 株式 コン ピュー タ・周辺 機器 | 1,589,698 | 16,449.28 26,149,390,776 | 19,662.89 31,258,065,173 | - - | 5.06 |
| 2 | MICROSOFT CORP アメリカ | 株式 ソフト ウェア | 686,378 | 31,024.27 21,294,377,801 | 35,585.53 24,425,127,930 | - - | 3.96 |
| 3 | AMAZON.COM INC アメリカ | 株式 インター ネット販 売・通信 販売 | 43,815 | 383,636.84 16,809,048,423 | 332,416.40 14,564,824,846 | - - | 2.36 |
| 4 | ALPHABET INC-CL A アメリカ | 株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス | 28,907 | 274,883.18 7,946,048,139 | 307,880.78 8,899,909,961 | - - | 1.44 |
| 5 | ALPHABET INC-CL C アメリカ | 株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス | 27,741 | 275,394.72 7,639,725,082 | 307,738.79 8,536,981,984 | - - | 1.38 |

| | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|-------------------------------|---------|----------------------------|----------------------------|--------|------|
| 6 | META PLATFORMS INC アメリカ | 株式 インタラクティブ・メディアおよびサービス | 229,109 | 34,601.57 7,927,532,035 | 34,829.40 7,979,729,554 | - - | 1.29 |
| 7 | TESLA INC アメリカ | 株式 自動車 | 80,870 | 94,467.76 7,639,608,400 | 97,702.64 7,901,212,820 | - - | 1.28 |
| 8 | NVIDIA CORP アメリカ | 株式 半導体・半導体製造装置 | 240,136 | 21,630.91 5,194,361,856 | 26,366.49 6,331,544,883 | - - | 1.03 |
| 9 | JOHNSON & JOHNSON アメリカ | 株式 医薬品 | 253,252 | 19,299.48 4,887,631,995 | 19,831.43 5,022,351,235 | - - | 0.81 |
| 10 | UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ | 株式 ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 90,473 | 43,403.25 3,926,822,829 | 53,801.96 4,867,625,306 | - - | 0.79 |
| 11 | JPMORGAN CHASE & CO アメリカ | 株式 銀行 | 287,173 | 17,294.86 4,966,618,974 | 16,924.65 4,860,304,926 | - - | 0.79 |
| 12 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ | 株式 各種金融サービス | 127,356 | 30,134.23 3,837,776,062 | 36,121.17 4,600,248,490 | - - | 0.75 |
| 13 | PROCTER & GAMBLE CO アメリカ | 株式 家庭用品 | 233,281 | 15,646.92 3,650,131,412 | 18,528.11 4,322,258,361 | - - | 0.70 |
| 14 | HOME DEPOT INC アメリカ | 株式 専門小売り | 101,288 | 35,932.52 3,639,533,469 | 42,313.37 4,285,837,390 | - - | 0.69 |
| 15 | VISA INC アメリカ | 株式 情報技術サービス | 162,110 | 24,964.87 4,047,055,485 | 26,320.31 4,266,787,075 | - - | 0.69 |
| 16 | NESTLE SA-REGISTERED スイス | 株式 食品 | 270,350 | 13,348.49 3,608,764,718 | 14,639.44 3,957,772,604 | - - | 0.64 |
| 17 | BANK OF AMERICA CORP アメリカ | 株式 銀行 | 726,938 | 4,336.49 3,152,360,885 | 5,295.23 3,849,305,941 | - - | 0.62 |
| 18 | MASTERCARD INC アメリカ | 株式 情報技術サービス | 84,625 | 40,236.83 3,405,042,156 | 44,156.95 3,736,782,266 | - - | 0.61 |
| 19 | EXXON MOBIL CORP アメリカ | 株式 石油・ガス・消耗燃料 | 406,616 | 6,344.93 2,579,953,371 | 8,690.32 3,533,624,458 | - - | 0.57 |
| 20 | PFIZER INC アメリカ | 株式 医薬品 | 538,280 | 4,684.03 2,521,321,431 | 6,271.85 3,376,014,217 | - - | 0.55 |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------------|---------|----------------------------|----------------------------|--------|------|
| 21 | ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN スイス | 株式 医薬品 | 66,842 | 41,129.64 2,749,187,965 | 44,075.79 2,946,114,623 | - - | 0.48 |
| 22 | ASML HOLDING NV オランダ | 株式 半導体・ 半導体製 造装置 | 39,589 | 72,353.64 2,864,408,631 | 72,834.42 2,883,442,090 | - - | 0.47 |
| 23 | CHEVRON CORP アメリカ | 株式 石油・ガ ス・消耗 燃料 | 186,043 | 11,527.70 2,144,648,451 | 15,077.61 2,805,085,359 | - - | 0.45 |
| 24 | THE WALT DISNEY CO アメリカ | 株式 娯楽 | 174,473 | 20,627.99 3,599,028,071 | 16,003.44 2,792,169,443 | - - | 0.45 |
| 25 | COCA-COLA CO/THE アメリカ | 株式 飲料 | 394,658 | 6,095.38 2,405,590,674 | 7,023.36 2,771,828,999 | - - | 0.45 |
| 26 | ADOBE INC アメリカ | 株式 ソフト ウェア | 45,627 | 62,335.92 2,844,201,458 | 59,816.39 2,729,242,444 | - - | 0.44 |
| 27 | ABBVIE INC アメリカ | 株式 バイオテ クノロ ジー | 169,397 | 12,766.70 2,162,641,263 | 15,921.48 2,697,051,760 | - - | 0.44 |
| 28 | PEPSICO INC アメリカ | 株式 飲料 | 132,912 | 16,648.31 2,212,760,637 | 19,933.02 2,649,338,192 | - - | 0.43 |
| 29 | CISCO SYSTEMS INC アメリカ | 株式 通信機器 | 404,966 | 5,930.47 2,401,641,832 | 6,419.61 2,599,727,184 | - - | 0.42 |
| 30 | BROADCOM INC アメリカ | 株式 半導体・ 半導体製 造装置 | 39,396 | 58,118.72 2,289,645,258 | 64,657.94 2,547,264,361 | - - | 0.41 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 株式 | 95.47 |
| 投資信託受益証券 | 0.16 |
| 投資証券 | 2.12 |
| 合計 | 97.75 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2022年1月31日現在

| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率（％） |
|----------------------|---------|---------|
| ソフトウェア | 外国 | 7.43 |
| 銀行 | | 6.28 |
| コンピュータ・周辺機器 | | 5.34 |
| 医薬品 | | 4.77 |
| 半導体・半導体製造装置 | | 4.65 |
| インタラクティブ・メディアおよびサービス | | 4.40 |
| 情報技術サービス | | 4.01 |

| | |
|-------------------------|------|
| 石油・ガス・消耗燃料 | 3.78 |
| 資本市場 | 3.24 |
| 保険 | 3.03 |
| インターネット販売・通信販売 | 2.79 |
| ヘルスケア機器・用品 | 2.36 |
| ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 2.07 |
| 化学 | 2.05 |
| 自動車 | 2.01 |
| ホテル・レストラン・レジャー | 1.76 |
| 専門小売り | 1.73 |
| 電力 | 1.69 |
| 機械 | 1.68 |
| 飲料 | 1.66 |
| バイオテクノロジー | 1.63 |
| 食品 | 1.55 |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | 1.45 |
| ライフサイエンス・ツール/サービス | 1.43 |
| 金属・鉱業 | 1.43 |
| 食品・生活必需品小売り | 1.40 |
| 航空宇宙・防衛 | 1.37 |
| 各種電気通信サービス | 1.27 |
| 家庭用品 | 1.16 |
| 娯楽 | 1.16 |
| 陸運・鉄道 | 1.06 |
| コングロマリット | 1.03 |
| 各種金融サービス | 1.00 |
| メディア | 0.95 |
| 総合公益事業 | 0.85 |
| 電気設備 | 0.78 |
| 専門サービス | 0.76 |
| 通信機器 | 0.70 |
| タバコ | 0.69 |
| 航空貨物・物流サービス | 0.61 |
| 建設関連製品 | 0.57 |
| パーソナル用品 | 0.57 |
| 電子装置・機器・部品 | 0.55 |
| 消費者金融 | 0.48 |
| 複合小売り | 0.47 |
| 商業サービス・用品 | 0.41 |
| 不動産管理・開発 | 0.40 |
| 商社・流通業 | 0.34 |
| 家庭用耐久財 | 0.32 |
| 容器・包装 | 0.28 |
| 無線通信サービス | 0.26 |
| 建設資材 | 0.25 |
| 自動車部品 | 0.22 |
| 建設・土木 | 0.21 |
| エネルギー設備・サービス | 0.20 |
| ガス | 0.14 |
| 運送インフラ | 0.13 |

| | |
|--------------------|-------|
| ヘルスケア・テクノロジー | 0.12 |
| 紙製品・林産品 | 0.11 |
| 水道 | 0.10 |
| 販売 | 0.09 |
| 海運業 | 0.09 |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 0.09 |
| 旅客航空輸送業 | 0.05 |
| レジャー用品 | 0.03 |
| 各種消費者サービス | 0.01 |
| 合計 | 95.47 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|-----------------------------|------|--------|------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 18,791 | 707,887.67 13,301,917,333 | 664,000.00 12,477,224,000 | - - | 7.03 |
| 2 | ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本 | 投資証券 | 16,117 | 683,460.18 11,015,327,828 | 630,000.00 10,153,710,000 | - - | 5.72 |
| 3 | GLP投資法人 日本 | 投資証券 | 52,199 | 190,066.03 9,921,256,934 | 184,700.00 9,641,155,300 | - - | 5.43 |
| 4 | 日本プロロジスリート投資 法人 日本 | 投資証券 | 26,369 | 363,922.49 9,596,272,178 | 358,000.00 9,440,102,000 | - - | 5.32 |
| 5 | 野村不動産マスターファン ド投資法人 日本 | 投資証券 | 52,119 | 173,982.30 9,067,783,841 | 159,300.00 8,302,556,700 | - - | 4.68 |
| 6 | 大和ハウスリート投資法人 日本 | 投資証券 | 24,200 | 330,480.86 7,997,636,888 | 342,000.00 8,276,400,000 | - - | 4.66 |
| 7 | 日本都市ファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 81,319 | 111,843.54 9,095,005,099 | 96,700.00 7,863,547,300 | - - | 4.43 |
| 8 | アドバンス・レジデンス投 資法人 日本 | 投資証券 | 16,115 | 366,761.89 5,910,367,862 | 338,500.00 5,454,927,500 | - - | 3.07 |
| 9 | オリックス不動産投資法人 日本 | 投資証券 | 32,113 | 201,692.21 6,476,942,146 | 164,800.00 5,292,222,400 | - - | 2.98 |
| 10 | ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本 | 投資証券 | 36,282 | 153,860.73 5,582,375,331 | 135,500.00 4,916,211,000 | - - | 2.77 |
| 11 | 産業ファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 22,881 | 210,000.60 4,805,023,793 | 192,500.00 4,404,592,500 | - - | 2.48 |
| 12 | 日本プライムリアルティ投 資法人 日本 | 投資証券 | 11,013 | 424,760.35 4,677,885,740 | 375,000.00 4,129,875,000 | - - | 2.33 |
| 13 | 積水ハウス・リート投資法 人 日本 | 投資証券 | 48,922 | 90,833.58 4,443,760,631 | 78,200.00 3,825,700,400 | - - | 2.16 |

| | | | | | | | |
|----|-------------------------------|------|--------|-----------------------------|-----------------------------|--------|------|
| 14 | ラサールロジポート投資法人 日本 | 投資証券 | 19,730 | 188,713.13 3,723,310,131 | 183,600.00 3,622,428,000 | - - | 2.04 |
| 15 | ケネディクス・オフィス投資法人 日本 | 投資証券 | 4,986 | 771,978.48 3,849,084,724 | 696,000.00 3,470,256,000 | - - | 1.95 |
| 16 | 日本アコモデーションファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 5,565 | 645,042.99 3,589,664,240 | 622,000.00 3,461,430,000 | - - | 1.95 |
| 17 | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 日本 | 投資証券 | 5,991 | 598,453.01 3,585,332,011 | 566,000.00 3,390,906,000 | - - | 1.91 |
| 18 | 日本ロジスティクスファンド投資法人 日本 | 投資証券 | 10,531 | 333,496.11 3,512,047,624 | 318,000.00 3,348,858,000 | - - | 1.89 |
| 19 | アクティブピア・プロパティーズ投資法人 日本 | 投資証券 | 8,590 | 480,182.49 4,124,767,609 | 388,500.00 3,337,215,000 | - - | 1.88 |
| 20 | イオンリート投資法人 日本 | 投資証券 | 18,954 | 158,756.53 3,009,071,325 | 145,900.00 2,765,388,600 | - - | 1.56 |
| 21 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 日本 | 投資証券 | 49,376 | 65,114.08 3,215,072,891 | 55,800.00 2,755,180,800 | - - | 1.55 |
| 22 | フロンティア不動産投資法人 日本 | 投資証券 | 5,650 | 507,488.46 2,867,309,803 | 484,500.00 2,737,425,000 | - - | 1.54 |
| 23 | 森ヒルズリート投資法人 日本 | 投資証券 | 18,952 | 160,859.49 3,048,609,056 | 141,000.00 2,672,232,000 | - - | 1.51 |
| 24 | インヴィンシブル投資法人 日本 | 投資証券 | 70,938 | 42,530.65 3,017,039,674 | 36,050.00 2,557,314,900 | - - | 1.44 |
| 25 | ヒューリックリート投資法人 日本 | 投資証券 | 15,036 | 181,851.49 2,734,319,086 | 165,200.00 2,483,947,200 | - - | 1.40 |
| 26 | 大和証券オフィス投資法人 日本 | 投資証券 | 3,407 | 763,920.67 2,602,677,724 | 719,000.00 2,449,633,000 | - - | 1.38 |
| 27 | 大和証券リビング投資法人 日本 | 投資証券 | 21,778 | 117,987.64 2,569,534,889 | 112,200.00 2,443,491,600 | - - | 1.38 |
| 28 | NTT都市開発リート投資法人 日本 | 投資証券 | 15,449 | 159,379.37 2,462,252,014 | 154,400.00 2,385,325,600 | - - | 1.34 |
| 29 | コンフォリア・レジデンシャル投資法人 日本 | 投資証券 | 7,257 | 344,815.13 2,502,323,463 | 308,000.00 2,235,156,000 | - - | 1.26 |
| 30 | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 日本 | 投資証券 | 11,008 | 229,248.58 2,523,568,421 | 200,200.00 2,203,801,600 | - - | 1.24 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 投資証券 | 97.38 |

| | |
|----|-------|
| 合計 | 97.38 |
|----|-------|

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---|----------|---------|----------------------------|----------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | PROLOGIS INC アメリカ | 投資証券 | 237,738 | 16,629.56 3,953,480,397 | 17,901.28 4,255,814,694 | - - | 7.32 |
| 2 | EQUINIX INC アメリカ | 投資証券 | 28,961 | 93,573.87 2,709,993,008 | 81,680.72 2,365,555,517 | - - | 4.07 |
| 3 | PUBLIC STORAGE アメリカ | 投資証券 | 49,076 | 38,205.55 1,874,975,996 | 41,624.20 2,042,749,278 | - - | 3.51 |
| 4 | SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ | 投資証券 | 105,717 | 16,563.72 1,751,067,267 | 16,900.41 1,786,661,278 | - - | 3.07 |
| 5 | DIGITAL REALTY TRUST INC アメリカ | 投資証券 | 91,307 | 18,600.51 1,698,357,109 | 17,186.70 1,569,266,674 | - - | 2.70 |
| 6 | REALTY INCOME CORP アメリカ | 投資証券 | 182,048 | 7,766.54 1,413,884,742 | 8,021.92 1,460,375,511 | - - | 2.51 |
| 7 | WELLTOWER INC アメリカ | 投資証券 | 140,067 | 9,577.72 1,341,523,900 | 9,703.88 1,359,194,256 | - - | 2.34 |
| 8 | AVALONBAY COMMUNITIES INC アメリカ | 投資証券 | 44,971 | 26,749.53 1,202,953,217 | 28,093.47 1,263,391,817 | - - | 2.17 |
| 9 | EQUITY RESIDENTIAL アメリカ | 投資証券 | 109,842 | 9,727.69 1,068,508,970 | 10,261.46 1,127,139,465 | - - | 1.94 |
| 10 | GOODMAN GROUP オーストラリア | 投資信託受益証券 | 545,728 | 1,904.09 1,039,119,137 | 1,852.28 1,010,844,006 | - - | 1.74 |
| 11 | ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT アメリカ | 投資証券 | 45,395 | 23,515.81 1,067,500,271 | 21,882.80 993,369,996 | - - | 1.71 |
| 12 | EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ | 投資証券 | 43,104 | 22,150.51 954,775,764 | 22,731.29 979,809,541 | - - | 1.68 |
| 13 | INVITATION HOMES INC アメリカ | 投資証券 | 192,137 | 4,720.71 907,024,284 | 4,801.14 922,478,480 | - - | 1.59 |
| 14 | MID AMERICA アメリカ | 投資証券 | 37,074 | 23,079.34 855,643,578 | 23,637.49 876,336,467 | - - | 1.51 |
| 15 | DUKE REALTY TRUST アメリカ | 投資証券 | 122,746 | 6,467.07 793,807,401 | 6,602.01 810,370,761 | - - | 1.39 |
| 16 | SUN COMMUNITIES INC アメリカ | 投資証券 | 37,378 | 22,287.12 833,048,200 | 21,633.45 808,615,318 | - - | 1.39 |
| 17 | ESSEX PROPERTY TRUST INC アメリカ | 投資証券 | 20,978 | 38,182.79 800,998,659 | 38,342.24 804,343,544 | - - | 1.38 |
| 18 | SEGRO PLC イギリス | 投資証券 | 387,242 | 2,005.32 776,546,052 | 1,977.32 765,701,971 | - - | 1.32 |
| 19 | VENTAS INC アメリカ | 投資証券 | 128,660 | 6,100.12 784,842,127 | 5,942.85 764,607,235 | - - | 1.31 |

| | | | | | | | |
|----|--|------|---------|--------------------------|--------------------------|--------|------|
| 20 | HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 173,784 | 3,975.31 690,846,535 | 4,033.47 700,953,176 | - - | 1.21 |
| 21 | LINK REIT 香港 | 投資証券 | 670,020 | 1,038.99 696,148,572 | 988.56 662,359,996 | - - | 1.14 |
| 22 | VICI PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 202,785 | 3,389.18 687,275,051 | 3,258.87 660,850,196 | - - | 1.14 |
| 23 | UDR INC アメリカ | 投資証券 | 93,726 | 6,362.45 596,327,206 | 6,510.81 610,232,740 | - - | 1.05 |
| 24 | BOSTON PROPERTIES INC アメリカ | 投資証券 | 45,842 | 13,351.86 612,076,048 | 13,079.35 599,583,654 | - - | 1.03 |
| 25 | CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ | 投資証券 | 32,723 | 18,273.83 597,974,792 | 18,277.61 598,098,402 | - - | 1.03 |
| 26 | KIMCO REALTY アメリカ | 投資証券 | 198,982 | 2,580.75 513,523,502 | 2,793.64 555,885,666 | - - | 0.96 |
| 27 | WP CAREY INC アメリカ | 投資証券 | 60,127 | 9,023.97 542,584,422 | 8,898.11 535,016,972 | - - | 0.92 |
| 28 | MEDICAL PROPERTIES TRUST アメリカ | 投資証券 | 192,445 | 2,456.69 472,778,748 | 2,568.53 494,302,680 | - - | 0.85 |
| 29 | EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES アメリカ | 投資証券 | 55,169 | 9,482.25 523,126,616 | 8,914.27 491,791,736 | - - | 0.85 |
| 30 | IRON MOUNTAIN INC アメリカ | 投資証券 | 93,419 | 5,447.85 508,932,833 | 5,194.79 485,293,021 | - - | 0.83 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 9.64 |
| 投資証券 | 89.98 |
| 合計 | 99.62 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---|------|---------------|-------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------|
| 1 | RUSSIAN FEDERATION 5.25 06/23/47 ロシア | 国債証券 | 2,308,800,000 | 127.55 2,944,950,590 | 110.23 2,545,135,694 | 5.25 2047/6/23 | 2.68 |
| 2 | RUSSIAN FEDERATION 5.1 03/28/35 ロシア | 国債証券 | 1,500,720,000 | 119.08 1,787,105,860 | 106.34 1,595,973,699 | 5.1 2035/3/28 | 1.68 |
| 3 | RUSSIAN FEDERATION 4.375 03/21/29 ロシア | 国債証券 | 1,431,456,000 | 112.82 1,615,040,232 | 101.05 1,446,603,667 | 4.375 2029/3/21 | 1.52 |

| | | | | | | | |
|----|---|------|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|------|
| 4 | RUSSIAN FEDERATION 5.625 04/04/42 ロシア | 国債証券 | 1,269,840,000 | 130.85 1,661,586,794 | 113.43 1,440,404,908 | 5.625 2042/4/4 | 1.52 |
| 5 | UNITED MEXICAN STATES 4.5 04/22/29 メキシコ | 国債証券 | 1,269,840,000 | 112.08 1,423,326,138 | 108.53 1,378,277,986 | 4.5 2029/4/22 | 1.45 |
| 6 | RUSSIAN FEDERATION 4.25 06/23/27 ロシア | 国債証券 | 1,316,016,000 | 109.56 1,441,889,467 | 100.80 1,326,616,508 | 4.25 2027/6/23 | 1.40 |
| 7 | RUSSIAN FEDERATION 4.75 05/27/26 ロシア | 国債証券 | 1,269,840,000 | 110.54 1,403,735,623 | 102.91 1,306,863,455 | 4.75 2026/5/27 | 1.38 |
| 8 | COLOMBIA 5.0 06/15/45 コロンビア | 国債証券 | 1,500,720,000 | 95.73 1,436,702,748 | 85.23 1,279,153,699 | 5 2045/6/15 | 1.35 |
| 9 | BRAZIL 4.75 01/14/50 ブラジル | 国債証券 | 1,385,280,000 | 91.90 1,273,100,602 | 84.43 1,169,688,873 | 4.75 2050/1/14 | 1.23 |
| 10 | HUNGARY 5.375 03/25/24 ハンガリー | 国債証券 | 1,082,827,200 | 110.00 1,191,166,046 | 107.75 1,166,754,970 | 5.375 2024/3/25 | 1.23 |
| 11 | PERU 2.783 01/23/31 ペルー | 国債証券 | 1,154,400,000 | 100.20 1,156,782,681 | 97.22 1,122,330,768 | 2.783 2031/1/23 | 1.18 |
| 12 | HUNGARY 5.75 11/22/23 ハンガリー | 国債証券 | 1,038,960,000 | 109.98 1,142,679,376 | 107.54 1,117,314,207 | 5.75 2023/11/22 | 1.18 |
| 13 | RUSSIAN FEDERATION 03/31/30 ロシア | 国債証券 | 1,021,990,320 | 115.32 1,178,589,176 | 107.42 1,097,924,200 | 7.5 2030/3/31 | 1.16 |
| 14 | BRAZIL 3.875 06/12/30 ブラジル | 国債証券 | 1,154,400,000 | 95.81 1,106,080,279 | 94.41 1,089,903,672 | 3.875 2030/6/12 | 1.15 |
| 15 | UNITED MEXICAN STATES 2.659 05/24/31 メキシコ | 国債証券 | 1,154,400,000 | 96.83 1,117,917,496 | 94.33 1,088,968,608 | 2.659 2031/5/24 | 1.15 |
| 16 | UNITED MEXICAN STATES 6.05 01/11/40 メキシコ | 国債証券 | 911,976,000 | 123.87 1,129,713,156 | 119.13 1,086,528,206 | 6.05 2040/1/11 | 1.15 |
| 17 | INDONESIA 7.75 01/17/38 インドネシア | 国債証券 | 750,360,000 | 150.94 1,132,642,446 | 144.53 1,084,498,834 | 7.75 2038/1/17 | 1.14 |
| 18 | PERU 5.625 11/18/50 ペルー | 国債証券 | 808,080,000 | 138.16 1,116,518,364 | 132.52 1,070,924,181 | 5.625 2050/11/18 | 1.13 |
| 19 | PANAMA 2.252 09/29/32 パナマ | 国債証券 | 1,154,400,000 | 94.40 1,089,835,562 | 91.53 1,056,680,040 | 2.252 2032/9/29 | 1.11 |
| 20 | BRAZIL 4.625 01/13/28 ブラジル | 国債証券 | 1,015,872,000 | 104.31 1,059,739,777 | 102.52 1,041,568,482 | 4.625 2028/1/13 | 1.10 |
| 21 | SOUTH AFRICA 5.875 09/16/25 南アフリカ | 国債証券 | 946,608,000 | 111.24 1,053,042,294 | 109.11 1,032,847,775 | 5.875 2025/9/16 | 1.09 |
| 22 | UNITED MEXICAN STATES 4.75 04/27/32 メキシコ | 国債証券 | 923,520,000 | 113.01 1,043,696,503 | 109.65 1,012,639,680 | 4.75 2032/4/27 | 1.07 |
| 23 | PHILIPPINES 9.5 02/02/30 フィリピン | 国債証券 | 669,552,000 | 156.68 1,049,094,477 | 149.66 1,002,090,671 | 9.5 2030/2/2 | 1.06 |
| 24 | BRAZIL 6.0 04/07/26 ブラジル | 国債証券 | 900,432,000 | 113.65 1,023,376,177 | 111.08 1,000,258,393 | 6 2026/4/7 | 1.05 |

| | | | | | | | |
|----|--|------|---------------|-------------------------|-----------------------|--------------------|------|
| 25 | PHILIPPINES 7.75 01/14/31 フィリピン | 国債証券 | 704,184,000 | 146.89 1,034,393,777 | 140.01 985,996,379 | 7.75 2031/1/14 | 1.04 |
| 26 | UNITED MEXICAN STATES 5.75 10/12/2110 メキシコ | 国債証券 | 900,432,000 | 116.51 1,049,116,872 | 108.91 980,741,530 | 5.75 2110/10/12 | 1.03 |
| 27 | SOUTH AFRICA 5.75 09/30/49 南アフリカ | 国債証券 | 1,038,960,000 | 96.03 997,716,751 | 91.68 952,518,528 | 5.75 2049/9/30 | 1.00 |
| 28 | SOUTH AFRICA 4.3 10/12/28 南アフリカ | 国債証券 | 946,608,000 | 101.03 956,448,105 | 100.01 946,762,297 | 4.3 2028/10/12 | 1.00 |
| 29 | PANAMA 4.5 04/01/56 パナマ | 国債証券 | 923,520,000 | 109.76 1,013,679,217 | 102.17 943,615,795 | 4.5 2056/4/1 | 0.99 |
| 30 | UNITED MEXICAN STATES 4.6 01/23/46 メキシコ | 国債証券 | 923,520,000 | 106.82 986,577,945 | 100.69 929,947,699 | 4.6 2046/1/23 | 0.98 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.17 |
| 合計 | 98.17 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------------|--|-----------|---------------------------|---------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾 | 株式 半導体・ 半導体製 造装置 | 2,230,083 | 2,550.22 5,687,210,843 | 2,637.30 5,881,400,571 | - - | 7.03 |
| 2 | TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島 | 株式 インタラ クティブ・メ ディアお よびサー ビス | 522,600 | 7,933.69 4,146,147,338 | 6,812.60 3,560,264,760 | - - | 4.26 |
| 3 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国 | 株式 コン ピュー タ・周辺 機器 | 432,434 | 7,637.10 3,302,543,829 | 7,014.80 3,033,442,347 | - - | 3.63 |

| | | | | | | | |
|----|--|----------------------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|--------|------|
| 4 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島 | 株式 インター ネット販 売・通信 販売 | 1,380,368 | 2,801.54 3,867,161,257 | 1,629.09 2,248,757,508 | - - | 2.69 |
| 5 | MEITUAN ケイマン諸島 | 株式 インター ネット販 売・通信 販売 | 372,600 | 3,870.84 1,442,278,340 | 3,080.48 1,147,786,848 | - - | 1.37 |
| 6 | RELIANCE INDUSTRIES LTD インド | 株式 石油・ガ ス・消耗 燃料 | 257,805 | 3,408.93 878,841,764 | 3,620.56 933,400,404 | - - | 1.12 |
| 7 | INFOSYS LTD インド | 株式 情報技術 サービス | 306,725 | 2,446.66 750,453,304 | 2,613.60 801,659,527 | - - | 0.96 |
| 8 | CHINA CONSTRUCTION BANK 中国 | 株式 銀行 | 8,601,530 | 90.04 774,489,338 | 88.26 759,236,409 | - - | 0.91 |
| 9 | JD.COM INC ケイマン諸島 | 株式 インター ネット販 売・通信 販売 | 183,585 | 4,514.39 828,775,020 | 3,939.45 723,225,764 | - - | 0.86 |
| 10 | VALE SA ブラジル | 株式 金属・鉱 業 | 372,989 | 2,065.25 770,316,489 | 1,794.59 669,362,575 | - - | 0.80 |
| 11 | MEDIATEK INC 台湾 | 株式 半導体・ 半導体製 造装置 | 136,507 | 4,070.92 555,709,969 | 4,457.70 608,507,595 | - - | 0.73 |
| 12 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP インド | 株式 貯蓄・抵 当・不動 産金融 | 154,853 | 4,115.66 637,322,367 | 3,900.57 604,015,740 | - - | 0.72 |
| 13 | SK HYNIX INC 韓国 | 株式 半導体・ 半導体製 造装置 | 49,560 | 12,048.99 597,148,038 | 11,531.85 571,518,486 | - - | 0.68 |
| 14 | ICICI BANK LTD インド | 株式 銀行 | 463,699 | 1,053.00 488,276,961 | 1,210.78 561,438,634 | - - | 0.67 |
| 15 | GAZPROM PAO ADR ロシア | 株式 石油・ガ ス・消耗 燃料 | 539,851 | 895.46 483,417,062 | 968.77 522,992,791 | - - | 0.63 |
| 16 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国 | 株式 保険 | 565,000 | 1,104.59 624,097,348 | 896.74 506,661,207 | - - | 0.61 |
| 17 | AL RAJHI BANK サウジアラビア | 株式 銀行 | 109,760 | 3,647.83 400,386,804 | 4,561.35 500,654,873 | - - | 0.60 |

| | | | | | | | |
|----|---|--|-----------|--------------------------|--------------------------|--------|------|
| 18 | HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾 | 株式 電子装 置・機 器・部品 | 1,113,225 | 473.49 527,109,099 | 422.96 470,853,430 | - - | 0.56 |
| 19 | TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド | 株式 情報技術 サービス | 82,316 | 5,316.06 437,597,108 | 5,719.57 470,812,741 | - - | 0.56 |
| 20 | SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国 | 株式 コン ピュー タ・周辺 機器 | 72,870 | 6,935.64 505,400,256 | 6,344.90 462,353,591 | - - | 0.55 |
| 21 | THE SAUDI NATIONAL BANK サウジアラビア | 株式 銀行 | 194,573 | 1,873.05 364,445,650 | 2,249.85 437,762,009 | - - | 0.52 |
| 22 | BAIDU INC -SPON ADR ケイマン諸島 | 株式 インタ ラクテ ィブ・メ ディアお よびサー ビス | 25,574 | 21,377.49 546,707,940 | 16,915.42 432,595,032 | - - | 0.52 |
| 23 | NETEASE INC ケイマン諸島 | 株式 娯楽 | 184,600 | 2,479.31 457,681,763 | 2,200.76 406,261,403 | - - | 0.49 |
| 24 | LUKOIL SPON ADR ロシア | 株式 石油・ガ ス・消耗 燃料 | 38,509 | 10,041.37 386,683,138 | 10,045.58 386,845,579 | - - | 0.46 |
| 25 | SBERBANK ADR ロシア | 株式 銀行 | 249,638 | 1,893.89 472,788,693 | 1,526.11 380,976,745 | - - | 0.46 |
| 26 | WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC ケイマン諸島 | 株式 ライフサ イエンス ・ツール /サー ビス | 334,000 | 1,560.57 521,231,883 | 1,100.38 367,527,922 | - - | 0.44 |
| 27 | IND & COMM BK OF CHINA - H 中国 | 株式 銀行 | 5,052,235 | 73.19 369,776,157 | 69.31 350,174,449 | - - | 0.42 |
| 28 | NASPERS LTD 南アフリカ | 株式 インター ネット販 売・通信 販売 | 19,836 | 22,159.77 439,561,311 | 17,372.68 344,604,559 | - - | 0.41 |
| 29 | EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC アラブ首長国連邦 | 株式 各種電気 通信サー ビス | 322,351 | 883.10 284,669,671 | 1,041.35 335,682,921 | - - | 0.40 |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------|--------|------|
| 30 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD | 株式 中国 銀行 | 344,470 | 928.95 319,996,604 | 963.39 331,859,125 | - - | 0.40 |
|----|--------------------------------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------|--------|------|

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年1月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 株式 | 94.55 |
| 投資信託受益証券 | 0.55 |
| 投資証券 | 0.08 |
| 合計 | 95.18 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2022年1月31日現在

| 業種 | 国内/外国 | 投資比率(%) |
|-------------------------|-------|---------|
| 銀行 | 外国 | 14.21 |
| 半導体・半導体製造装置 | | 10.07 |
| インタラクティブ・メディアおよびサービス | | 5.88 |
| インターネット販売・通信販売 | | 5.84 |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 5.45 |
| コンピュータ・周辺機器 | | 5.41 |
| 金属・鉱業 | | 4.09 |
| 化学 | | 3.00 |
| 自動車 | | 2.70 |
| 電子装置・機器・部品 | | 2.66 |
| 保険 | | 2.63 |
| 情報技術サービス | | 2.32 |
| 不動産管理・開発 | | 1.92 |
| 食品 | | 1.74 |
| 無線通信サービス | | 1.64 |
| 各種電気通信サービス | | 1.36 |
| 医薬品 | | 1.20 |
| 飲料 | | 1.20 |
| 食品・生活必需品小売り | | 1.16 |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | | 1.09 |
| 資本市場 | | 1.03 |
| 娯楽 | | 1.01 |
| コングロマリット | | 0.91 |
| 建設資材 | | 0.87 |
| ライフサイエンス・ツール/サービス | | 0.85 |
| ホテル・レストラン・レジャー | | 0.80 |
| 電力 | | 0.80 |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | | 0.79 |
| パーソナル用品 | | 0.78 |
| 各種金融サービス | | 0.76 |
| 貯蓄・抵当・不動産金融 | | 0.72 |
| 電気設備 | | 0.68 |
| ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | | 0.65 |

| | |
|--------------|-------|
| バイオテクノロジー | 0.62 |
| 専門小売り | 0.59 |
| 運送インフラ | 0.57 |
| 建設・土木 | 0.57 |
| 消費者金融 | 0.52 |
| ガス | 0.52 |
| 機械 | 0.48 |
| 自動車部品 | 0.48 |
| 海運業 | 0.45 |
| 家庭用耐久財 | 0.38 |
| タバコ | 0.34 |
| 航空貨物・物流サービス | 0.30 |
| ソフトウェア | 0.30 |
| 複合小売り | 0.26 |
| 陸運・鉄道 | 0.25 |
| ヘルスケア機器・用品 | 0.21 |
| 紙製品・林産品 | 0.18 |
| 通信機器 | 0.16 |
| 航空宇宙・防衛 | 0.13 |
| 旅客航空輸送業 | 0.13 |
| 水道 | 0.12 |
| メディア | 0.11 |
| 商業サービス・用品 | 0.11 |
| 商社・流通業 | 0.10 |
| レジャー用品 | 0.07 |
| 家庭用品 | 0.07 |
| エネルギー設備・サービス | 0.07 |
| 容器・包装 | 0.06 |
| ヘルスケア・テクノロジー | 0.05 |
| 各種消費者サービス | 0.04 |
| 建設関連製品 | 0.04 |
| 総合公益事業 | 0.03 |
| 専門サービス | 0.01 |
| 合計 | 94.55 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------------|-------|-------------------|-----------|-----|----------------|----------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | TOPIX 先物 0403月 | 買建 | 861 | 16,674,374,430 | 16,346,085,000 | 4.22 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------|-----|----------------|----------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | シカゴ商品 取引所 | S&P500 EMINI FUT Mar22 | 買建 | 406 | 10,863,344,115 | 10,365,585,594 | 1.68 |
| | E U R E X 取引所 | DJ EURO STOXX 50 Mar22 | 買建 | 404 | 2,203,476,191 | 2,145,158,472 | 0.35 |
| | I C E - E U | FTSE 100 INDEX FUTURE Mar22 | 買建 | 57 | 654,060,233 | 653,534,959 | 0.11 |
| | モン トリ オール 取引 所 | S&P/TSE 60 IX FUT Mar22 | 買建 | 22 | 508,712,156 | 499,632,984 | 0.08 |
| | シド ニー 先 物 取引 所 | SPI 200 FUTURES Mar22 | 買建 | 19 | 279,288,772 | 265,216,896 | 0.04 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|-------------|-------|-------------------|-----------|-------|---------------|---------------|-------------|
| 不動産投信指数先物取引 | 大阪取引所 | TREIT 先物 0403月 | 買建 | 2,337 | 4,712,817,570 | 4,520,926,500 | 2.55 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2022年1月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|----------|--------|----------------------------|-----------|-----|---------------|---------------|-------------|
| 株価指数先物取引 | ICE-US | MINI MSCI EMG MKT Mar22 | 買建 | 596 | 4,183,010,535 | 4,081,348,876 | 4.88 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2022年1月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額 (分配落) (百万円) | 純資産総額 (分配付) (百万円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (2018年1月11日) | 17 | 17 | 1.0111 | 1.0111 |
| 第2計算期間末 (2019年1月11日) | 40 | 40 | 0.9932 | 0.9932 |
| 第3計算期間末 (2020年1月14日) | 100 | 100 | 1.0665 | 1.0665 |
| 第4計算期間末 (2021年1月12日) | 185 | 185 | 1.0975 | 1.0975 |
| 第5計算期間末 (2022年1月11日) | 256 | 256 | 1.0923 | 1.0923 |
| 2021年1月末日 | 193 | - | 1.0987 | - |
| 2月末日 | 198 | - | 1.0833 | - |
| 3月末日 | 198 | - | 1.0885 | - |
| 4月末日 | 201 | - | 1.0879 | - |
| 5月末日 | 204 | - | 1.0891 | - |
| 6月末日 | 211 | - | 1.0983 | - |
| 7月末日 | 217 | - | 1.1063 | - |
| 8月末日 | 229 | - | 1.1113 | - |

| | | | | |
|-----------|-----|---|--------|---|
| 9月末日 | 234 | - | 1.1001 | - |
| 10月末日 | 241 | - | 1.1013 | - |
| 11月末日 | 249 | - | 1.1004 | - |
| 12月末日 | 257 | - | 1.1012 | - |
| 2022年1月末日 | 264 | - | 1.0813 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|--------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 1.1 |
| 第2計算期間 | 1.8 |
| 第3計算期間 | 7.4 |
| 第4計算期間 | 2.9 |
| 第5計算期間 | 0.5 |

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 |
|--------|------------|------------|
| 第1計算期間 | 17,785,703 | 15,974 |
| 第2計算期間 | 34,752,197 | 11,453,584 |
| 第3計算期間 | 59,780,237 | 6,504,776 |
| 第4計算期間 | 85,931,975 | 11,603,384 |
| 第5計算期間 | 82,808,250 | 16,814,940 |

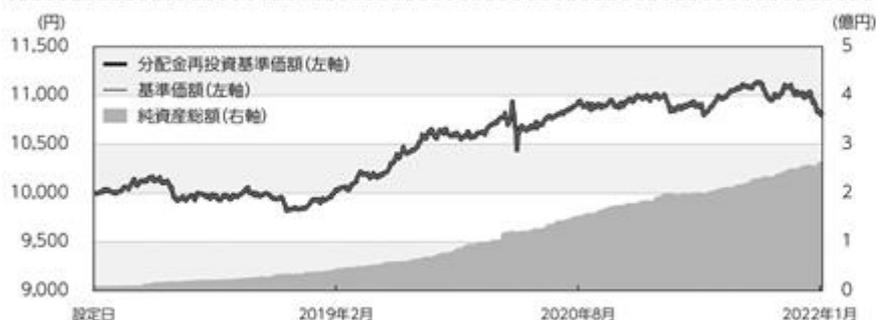
(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<< 参考情報 >>

データの基準日:2022年1月31日

基準価額・純資産の推移（2017年8月14日～2022年1月31日）



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2017年8月14日)

分配の推移(税引前)

| | |
|---------|----|
| 2018年1月 | 0円 |
| 2019年1月 | 0円 |
| 2020年1月 | 0円 |
| 2021年1月 | 0円 |
| 2022年1月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|------------------------------|-------|
| 1 | 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド | 36.66 |
| 2 | 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド | 33.05 |
| 3 | 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド | 4.34 |
| 4 | エマーシング債券パッシブ・マザーファンド | 3.54 |
| 5 | エマーシング株式パッシブ・マザーファンド | 1.92 |
| 6 | 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド | 1.67 |
| 7 | 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド | 1.49 |
| 8 | J-REITインデックスファンド・マザーファンド | 1.16 |

■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|------------------|------|------|-------|------------|-------|
| 1 | 329回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.8 | 2023/6/20 | 1.69 |
| 2 | 350回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2028/3/20 | 1.01 |
| 3 | 138回 利付国庫債券(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2023/12/20 | 1.00 |
| 4 | 144回 利付国庫債券(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2025/6/20 | 0.92 |
| 5 | 344回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2026/9/20 | 0.92 |

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------------|----|------|-------|-------|
| 1 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 4.21 |
| 2 | ソニーグループ | 株式 | 日本 | 電気機器 | 2.95 |
| 3 | キーエンス | 株式 | 日本 | 電気機器 | 1.95 |
| 4 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 1.58 |
| 5 | リクルートホールディングス | 株式 | 日本 | サービス業 | 1.52 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2022年1月31日

■為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|-------------------------|------|------|-------|------------|-------|
| 1 | US T N/B 1.0 12/15/24 | 国債証券 | アメリカ | 1 | 2024/12/15 | 0.70 |
| 2 | US T N/B 2.5 05/15/24 | 国債証券 | アメリカ | 2.5 | 2024/5/15 | 0.61 |
| 3 | US T N/B 0.375 10/31/23 | 国債証券 | アメリカ | 0.375 | 2023/10/31 | 0.59 |
| 4 | US T N/B 1.25 08/15/31 | 国債証券 | アメリカ | 1.25 | 2031/8/15 | 0.54 |
| 5 | US T N/B 1.125 02/15/31 | 国債証券 | アメリカ | 1.125 | 2031/2/15 | 0.45 |

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------------|----|------|----------------------|-------|
| 1 | APPLE INC | 株式 | アメリカ | コンピュータ・周辺機器 | 5.06 |
| 2 | MICROSOFT CORP | 株式 | アメリカ | ソフトウェア | 3.96 |
| 3 | AMAZON.COM INC | 株式 | アメリカ | インターネット販売・通信販売 | 2.36 |
| 4 | ALPHABET INC-CL A | 株式 | アメリカ | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 1.44 |
| 5 | ALPHABET INC-CL C | 株式 | アメリカ | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 1.38 |

■J-REITインデックスファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 比率(%) |
|----|-------------------|------|------|-------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人 | 投資証券 | 日本 | 7.03 |
| 2 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 投資証券 | 日本 | 5.72 |
| 3 | GLP投資法人 | 投資証券 | 日本 | 5.43 |
| 4 | 日本プロロジスリート投資法人 | 投資証券 | 日本 | 5.32 |
| 5 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 投資証券 | 日本 | 4.68 |

■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 比率(%) |
|----|--------------------------|------|------|-------|
| 1 | PROLOGIS INC | 投資証券 | アメリカ | 7.32 |
| 2 | EQUINIX INC | 投資証券 | アメリカ | 4.07 |
| 3 | PUBLIC STORAGE | 投資証券 | アメリカ | 3.51 |
| 4 | SIMON PROPERTY GROUP INC | 投資証券 | アメリカ | 3.07 |
| 5 | DIGITAL REALTY TRUST INC | 投資証券 | アメリカ | 2.70 |

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2022年1月31日

■エマージング債券パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|------------------------------------|------|------|-------|-----------|-------|
| 1 | RUSSIAN FEDERATION 5.25 06/23/47 | 国債証券 | ロシア | 5.25 | 2047/6/23 | 2.68 |
| 2 | RUSSIAN FEDERATION 5.1 03/28/35 | 国債証券 | ロシア | 5.1 | 2035/3/28 | 1.68 |
| 3 | RUSSIAN FEDERATION 4.375 03/21/29 | 国債証券 | ロシア | 4.375 | 2029/3/21 | 1.52 |
| 4 | RUSSIAN FEDERATION 5.625 04/04/42 | 国債証券 | ロシア | 5.625 | 2042/4/4 | 1.52 |
| 5 | UNITED MEXICAN STATES 4.5 04/22/29 | 国債証券 | メキシコ | 4.5 | 2029/4/22 | 1.45 |

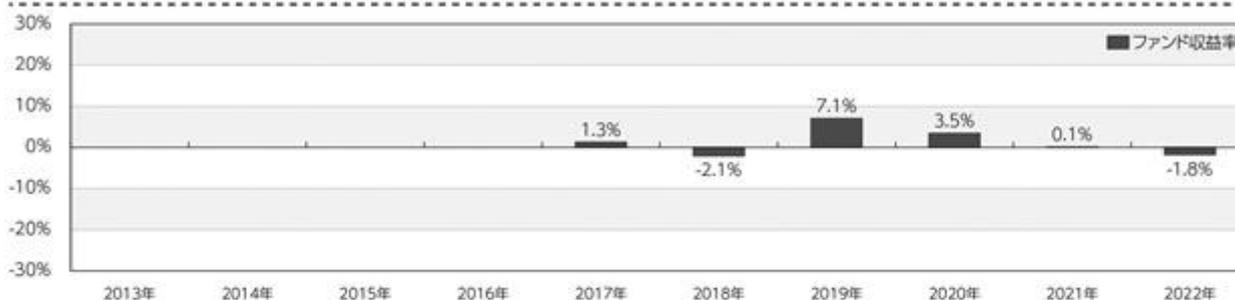
■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|----------------------------|----|--------|----------------------|-------|
| 1 | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 株式 | 台湾 | 半導体・半導体製造装置 | 7.03 |
| 2 | TENCENT HOLDINGS LTD | 株式 | ケイマン諸島 | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 4.26 |
| 3 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 株式 | 韓国 | コンピュータ・周辺機器 | 3.63 |
| 4 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売 | 2.69 |
| 5 | MEITUAN | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売 | 1.37 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込手数料

ありません。

・お申込単位

1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・解約単位

1口単位とします。

- ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

| 投資対象 | 評価方法 |
|-----------------|---|
| マザーファンド 受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 公社債等 | 計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額 |
| 株式 | 計算日における金融商品取引所等の最終相場 |
| 不動産投資信託 証券 | 計算日における金融商品取引所等の最終相場 |
| 外貨建資産の 円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 |
| 外国為替予約の 円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 |

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2017年8月14日(設定日)から原則として無期限です。

下記(5)その他イ.償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年1月12日から翌年1月11日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の

変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

また、投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）の間の当該契約は、原則として期間満了の90日前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、当ファンドの信託終了まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

・委託会社は、毎年1月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2021年1月13日から2022年1月11日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【リスク抑制世界8資産バランスファンド(DC)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第4期 2021年1月12日現在 | 第5期 2022年1月11日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 8,808,284 | 27,570,468 |
| 親投資信託受益証券 | 177,230,807 | 219,456,833 |
| 派生商品評価勘定 | 91,483 | 1,086,489 |
| 未収入金 | - | 10,850,000 |
| 流動資産合計 | 186,130,574 | 258,963,790 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 459,344 | 1,583,297 |
| 未払解約金 | - | 269,363 |
| 未払受託者報酬 | 27,680 | 39,189 |
| 未払委託者報酬 | 517,342 | 732,324 |
| その他未払費用 | 3,211 | 4,552 |
| 流動負債合計 | 1,007,577 | 2,628,725 |
| 負債合計 | 1,007,577 | 2,628,725 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 168,672,394 | 234,665,704 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 16,450,603 | 21,669,361 |
| (分配準備積立金) | 7,470,100 | 8,720,996 |
| 元本等合計 | 185,122,997 | 256,335,065 |
| 純資産合計 | 185,122,997 | 256,335,065 |
| 負債純資産合計 | 186,130,574 | 258,963,790 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第4期 | | 第5期 | |
|---|-----|----------------------------|-----|----------------------------|
| | 自 | 2020年1月15日 至 2021年1月12日 | 自 | 2021年1月13日 至 2022年1月11日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 4 | | 47 |
| 有価証券売買等損益 | | 5,480,394 | | 1,056,578 |
| 為替差損益 | | 493,654 | | 1,173,557 |
| 営業収益合計 | | 4,986,744 | | 116,932 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 5,971 | | 4,109 |
| 受託者報酬 | | 48,139 | | 71,957 |
| 委託者報酬 | | 900,172 | | 1,344,908 |
| その他費用 | | 5,582 | | 8,356 |
| 営業費用合計 | | 959,864 | | 1,429,330 |
| 営業利益又は営業損失() | | 4,026,880 | | 1,546,262 |
| 経常利益又は経常損失() | | 4,026,880 | | 1,546,262 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 4,026,880 | | 1,546,262 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 126,049 | | 58,107 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 6,272,588 | | 16,450,603 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 7,091,197 | | 8,345,400 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 7,091,197 | | 8,345,400 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 814,013 | | 1,638,487 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 814,013 | | 1,638,487 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | - |
| 分配金 | | - | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 16,450,603 | | 21,669,361 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第5期 | |
|----------------------------|---|--------------|
| | 自 2021年1月13日 | 至 2022年1月11日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 | |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月11日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2021年1月12日としております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第4期 | 第5期 |
|-----------|--------------|--------------|
| | 2021年1月12日現在 | 2022年1月11日現在 |
| 1. 期首元本額 | 94,343,803円 | 168,672,394円 |
| 期中追加設定元本額 | 85,931,975円 | 82,808,250円 |
| 期中一部解約元本額 | 11,603,384円 | 16,814,940円 |
| 2. 受益権の総数 | 168,672,394口 | 234,665,704口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第4期 | 第5期 |
|-------------|--|---|
| | 自 2020年1月15日 至 2021年1月12日 | 自 2021年1月13日 至 2022年1月11日 |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,079,699円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,821,132円)、信託約款に規定される収益調整金(8,980,503円)及び分配準備積立金(3,569,269円)より分配対象収益は16,450,603円(1万口当たり975.29円)ですが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,892,230円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(12,948,365円)及び分配準備積立金(6,828,766円)より分配対象収益は21,669,361円(1万口当たり923.41円)ですが、分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第4期 | 第5期 |
|----|------------------------------|------------------------------|
| | 自 2020年1月15日 至 2021年1月12日 | 自 2021年1月13日 至 2022年1月11日 |
| | | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

| | | | | |
|--|--------|---------|-------------|--|
| CHINA ZHENHUA GROUP SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD | 700 | 114.720 | 80,304.000 | |
| BEIJING SHUNXIN AGRICULTURE CO LTD | 3,000 | 37.320 | 111,960.000 | |
| TIANSUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD | 12,000 | 12.430 | 149,160.000 | |
| JIANGXI GANFENG LITHIUM CO LTD | 5,200 | 129.060 | 671,112.000 | |
| UNISPLENDOR CORP LTD | 7,540 | 22.850 | 172,289.000 | |
| WUHU TOKEN SCIENCE CO LTD | 16,300 | 11.950 | 194,785.000 | |
| SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD | 19,100 | 12.030 | 229,773.000 | |
| SHENZHEN SUNWAY COMMUNICATION CO LTD | 4,000 | 24.420 | 97,680.000 | |
| HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD | 1,200 | 112.860 | 135,432.000 | |
| SUNWODA ELECTRONIC CO LTD | 3,900 | 37.490 | 146,211.000 | |
| HUAGONG TECH CO LTD | 7,500 | 26.400 | 198,000.000 | |
| CHANGCHUN HIGH & NEW TECHNOLOGY INDUSTRY GROUP INC | 2,100 | 269.000 | 564,900.000 | |
| ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT CONTROLS CO LTD | 10,330 | 25.260 | 260,935.800 | |
| MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD | 5,300 | 52.720 | 279,416.000 | |
| SHENZHEN KAIFA TECHNOLOGY CO LTD | 5,900 | 15.470 | 91,273.000 | |
| SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD | 19,100 | 26.080 | 498,128.000 | |
| GEM CO LTD | 29,100 | 9.820 | 285,762.000 | |
| THUNDER SOFTWARE TECHNOLOGY CO LTD | 2,600 | 132.090 | 343,434.000 | |
| WALVAX BIOTECHNOLOGY CO LTD | 6,900 | 58.870 | 406,203.000 | |
| ZHEJIANG CENTURY HUATONG GROUP CO LTD | 18,600 | 8.490 | 157,914.000 | |
| SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD | 6,500 | 124.500 | 809,250.000 | |
| WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD | 8,568 | 24.200 | 207,345.600 | |
| HANGZHOU ROBAM APPLIANCES CO LTD | 5,904 | 39.440 | 232,853.760 | |
| ZHEJIANG NHU CO LTD | 6,960 | 29.590 | 205,946.400 | |
| SHIJIAZHANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD | 2,660 | 24.260 | 64,531.600 | |

| | | | | |
|---|---------|---------|---------------|--|
| AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD | 23,381 | 37.290 | 871,877.490 | |
| CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD | 10,800 | 41.950 | 453,060.000 | |
| SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT HOLDING GROUP CO LTD | 560 | 53.660 | 30,049.600 | |
| LEPU MEDICAL TECHNOLOGY BEIJING CO LTD | 6,900 | 23.560 | 162,564.000 | |
| XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD | 38,200 | 6.230 | 237,986.000 | |
| DONG-E-E-JIAO CO LTD | 4,900 | 45.040 | 220,696.000 | |
| GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO | 15,300 | 10.400 | 159,120.000 | |
| ZHEJIANG SEMIR GARMENT CO LTD | 21,000 | 8.070 | 169,470.000 | |
| HUADONG MEDICINE CO LTD | 7,500 | 41.930 | 314,475.000 | |
| YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD | 5,000 | 43.400 | 217,000.000 | |
| TONGLING NONFERROUS METALS GROUP CO LTD | 118,600 | 3.580 | 424,588.000 | |
| WUHU SHUNRONG SANQI INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY | 6,600 | 28.280 | 186,648.000 | |
| LUZHOU LAOJIAO CO LTD | 7,100 | 237.200 | 1,684,120.000 | |
| SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD | 11,100 | 65.200 | 723,720.000 | |
| BEIJING DABEINONG TECHNOLOGY GROUP CO LTD | 14,950 | 10.080 | 150,696.000 | |
| NORTHEAST SECURITIES CO LTD | 17,700 | 8.780 | 155,406.000 | |
| TIANJIN ZHONGHUAN SEMICONDUCTOR CO LTD | 15,300 | 37.790 | 578,187.000 | |
| SONGCHENG PERFORMANCE DEVELOPMENT CO LTD | 5,940 | 15.080 | 89,575.200 | |
| BEIJING SHIJI INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD | 5,320 | 26.880 | 143,001.600 | |
| RISESUN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO LTD | 16,000 | 4.730 | 75,680.000 | |
| HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD | 2,100 | 130.010 | 273,021.000 | |
| SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD | 36,480 | 8.000 | 291,840.000 | |
| BEIJING ENLIGHT MEDIA CO LTD | 14,300 | 11.690 | 167,167.000 | |

| | | | | |
|--|--------|---------|---------------|--|
| CHINA VANKE CO LTD | 41,300 | 22.160 | 915,208.000 | |
| ZTE CORP | 24,300 | 34.580 | 840,294.000 | |
| ZOOLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD | 28,500 | 7.670 | 218,595.000 | |
| WEICHAJ POWER CO LTD | 21,200 | 18.060 | 382,872.000 | |
| LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP INC | 4,200 | 43.100 | 181,020.000 | |
| GF SECURITIES CO LTD | 21,800 | 22.300 | 486,140.000 | |
| XINJIANG GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD | 21,100 | 15.300 | 322,830.000 | |
| BYD CO LTD | 7,300 | 246.300 | 1,797,990.000 | |
| GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD | 34,100 | 7.170 | 244,497.000 | |
| GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD | 4,830 | 103.440 | 499,615.200 | |
| SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD | 2,900 | 104.940 | 304,326.000 | |
| LB GROUP CO LTD | 11,000 | 28.100 | 309,100.000 | |
| JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD | 17,900 | 19.790 | 354,241.000 | |
| SINOMA SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD | 12,900 | 32.320 | 416,928.000 | |
| CHACHA FOOD CO LTD | 2,900 | 57.570 | 166,953.000 | |
| APELOA PHARMACEUTICAL CO LTD | 8,000 | 31.260 | 250,080.000 | |
| NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD | 2,700 | 288.850 | 779,895.000 | |
| JIANGXI ZHENGHANG TECHNOLOGY CO LTD | 3,600 | 11.060 | 39,816.000 | |
| HUAFON CHEMICAL CO LTD | 34,200 | 10.800 | 369,360.000 | |
| PERFECT WORLD CO LTD/CHINA | 5,550 | 18.450 | 102,397.500 | |
| ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD | 3,000 | 228.260 | 684,780.000 | |
| HENGYI PETROCHEMICAL CO LTD | 15,600 | 10.800 | 168,480.000 | |
| ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD | 6,600 | 56.670 | 374,022.000 | |
| ZHEJIANG SUPOR CO LTD | 600 | 61.350 | 36,810.000 | |
| NINESTAR CORP | 5,700 | 49.000 | 279,300.000 | |
| YUNDA HOLDING CO LTD | 7,020 | 21.430 | 150,438.600 | |
| GCL SYSTEM INTEGRATION TECHNOLOGY CO LTD | 33,800 | 3.720 | 125,736.000 | |
| GIANT NETWORK GROUP CO LTD | 12,000 | 12.520 | 150,240.000 | |

| | | | | |
|---|--------|---------|---------------|--|
| WUXI LEAD INTELLIGENT EQUIPMENT CO LTD | 6,720 | 69.490 | 466,972.800 | |
| BETTA PHARMACEUTICALS CO LTD | 1,600 | 76.860 | 122,976.000 | |
| ASYMCHAM LABORATORIES TIANJIN CO LTD | 1,500 | 350.600 | 525,900.000 | |
| JIUGUI LIQUOR CO LTD | 2,300 | 191.990 | 441,577.000 | |
| MEINIAN ONEHEALTH HEALTHCARE HOLDINGS CO LTD | 15,100 | 8.080 | 122,008.000 | |
| TOPSEC TECHNOLOGIES GROUP INC | 5,300 | 19.200 | 101,760.000 | |
| SF HOLDING CO LTD | 23,800 | 68.740 | 1,636,012.000 | |
| GUANGDONG KINLONG HARDWARE PRODUCTS CO LTD | 1,800 | 180.100 | 324,180.000 | |
| FIRST CAPITAL SECURITIES CO LTD | 23,600 | 7.220 | 170,392.000 | |
| INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD | 2,500 | 108.110 | 270,275.000 | |
| BANK OF SHANGHAI CO LTD | 63,790 | 7.290 | 465,029.100 | |
| 360 SECURITY TECHNOLOGY INC | 38,900 | 12.650 | 492,085.000 | |
| ECOVACS ROBOTICS CO LTD | 2,300 | 152.500 | 350,750.000 | |
| CSC FINANCIAL CO LTD | 13,600 | 28.680 | 390,048.000 | |
| SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD | 2,940 | 138.550 | 407,337.000 | |
| NANJING KING-FRIEND BIOCHEMICAL PHARMACEUTICAL CO LTD | 12,600 | 37.180 | 468,468.000 | |
| HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD | 33,500 | 23.940 | 801,990.000 | |
| SICHUAN SWELLFUN CO LTD | 3,100 | 114.550 | 355,105.000 | |
| ZHESHANG SECURITIES CO LTD | 22,500 | 12.810 | 288,225.000 | |
| DASHENLIN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD | 1,560 | 44.360 | 69,201.600 | |
| SHANXI MEIJIN ENERGY CO LTD | 11,500 | 16.330 | 187,795.000 | |
| CHONGQING FULING ZHACAI GROUP CO LTD | 5,200 | 35.650 | 185,380.000 | |
| SATELLITE CHEMICAL CO LTD | 10,200 | 43.600 | 444,720.000 | |
| YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD | 3,150 | 85.590 | 269,608.500 | |
| YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD | 2,800 | 231.000 | 646,800.000 | |
| GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD | 2,700 | 79.650 | 215,055.000 | |
| JUEWEI FOOD CO LTD | 3,100 | 59.800 | 185,380.000 | |

| | | | | |
|---|--------|---------|---------------|--|
| OPPEIN HOME GROUP INC | 2,100 | 151.400 | 317,940.000 | |
| ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD | 4,320 | 98.010 | 423,403.200 | |
| HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD | 9,500 | 14.890 | 141,455.000 | |
| ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD | 3,000 | 43.340 | 130,020.000 | |
| C&S PAPER CO LTD | 7,800 | 17.480 | 136,344.000 | |
| SHENNAN CIRCUITS CO LTD | 840 | 116.040 | 97,473.600 | |
| HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD | 700 | 139.700 | 97,790.000 | |
| ZHEJIANG WOLVO BIO-PHARMACEUTICAL CO LTD | 2,700 | 54.630 | 147,501.000 | |
| JAFRON BIOMEDICAL CO LTD | 1,330 | 54.700 | 72,751.000 | |
| BGI GENOMICS CO LTD | 1,300 | 94.930 | 123,409.000 | |
| WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD | 3,000 | 76.100 | 228,300.000 | |
| SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD | 2,000 | 93.450 | 186,900.000 | |
| CAITONG SECURITIES CO LTD | 12,700 | 10.870 | 138,049.000 | |
| HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD | 3,800 | 115.470 | 438,786.000 | |
| BANK OF CHENGDU CO LTD | 27,000 | 13.160 | 355,320.000 | |
| GUANGZHOU KINGMED DIAGNOSTICS GROUP CO LTD | 1,900 | 99.430 | 188,917.000 | |
| NANJING SECURITIES CO LTD | 9,800 | 9.890 | 96,922.000 | |
| FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD | 14,400 | 11.960 | 172,224.000 | |
| SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDICAL ELECTRONICS CO LTD | 4,500 | 326.440 | 1,468,980.000 | |
| HUAXI SECURITIES CO LTD | 15,500 | 9.730 | 150,815.000 | |
| SANGFOR TECHNOLOGIES INC | 1,200 | 170.250 | 204,300.000 | |
| OVCTEK CHINA INC | 4,060 | 52.470 | 213,028.200 | |
| SG MICRO CORP | 900 | 285.150 | 256,635.000 | |
| CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD | 9,100 | 538.400 | 4,899,440.000 | |
| GIGADEVICE SEMICONDUCTOR BEIJING INC | 3,416 | 156.500 | 534,604.000 | |
| WUXI APPTTEC CO LTD | 10,872 | 112.010 | 1,217,772.720 | |
| FLAT GLASS GROUP CO LTD | 10,400 | 49.390 | 513,656.000 | |
| WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD | 3,900 | 123.280 | 480,792.000 | |
| MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD | 1,600 | 314.680 | 503,488.000 | |
| NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD | 36,300 | 17.160 | 622,908.000 | |
| PHARMARON BEIJING CO LTD | 3,300 | 128.450 | 423,885.000 | |

| | | | | |
|--|---------|---------|---------------|--|
| ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA | 3,800 | 118.660 | 450,908.000 | |
| MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD | 6,400 | 78.700 | 503,680.000 | |
| CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD | 99,079 | 5.100 | 505,302.900 | |
| WILL SEMICONDUCTOR LTD | 3,800 | 273.800 | 1,040,440.000 | |
| WUXI SHANGJI AUTOMATION CO LTD | 1,700 | 151.280 | 257,176.000 | |
| MING YANG SMART ENERGY GROUP LTD | 17,100 | 23.230 | 397,233.000 | |
| CHINA ZHESHANG BANK CO LTD | 129,100 | 3.550 | 458,305.000 | |
| PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD | 81,700 | 4.400 | 359,480.000 | |
| AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD | 10,700 | 42.530 | 455,071.000 | |
| PROYA COSMETICS CO LTD | 900 | 188.750 | 169,875.000 | |
| BEIJING-SHANGHAI HIGH SPEED RAILWAY CO LTD | 173,700 | 4.960 | 861,552.000 | |
| STARPOWER SEMICONDUCTOR LTD | 1,000 | 329.700 | 329,700.000 | |
| SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD | 600 | 527.000 | 316,200.000 | |
| POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD | 107,700 | 5.600 | 603,120.000 | |
| SHANGHAI JUNSHI BIOSCIENCES CO LTD | 9,000 | 59.550 | 535,950.000 | |
| YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD | 6,100 | 65.340 | 398,574.000 | |
| ZHEJIANG JIUZHOU PHARMACEUTICAL CO LTD | 8,500 | 49.700 | 422,450.000 | |
| INTCO MEDICAL TECHNOLOGY CO LTD | 1,200 | 61.470 | 73,764.000 | |
| YONGXING SPECIAL MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD | 3,900 | 124.450 | 485,355.000 | |
| JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD | 6,200 | 84.850 | 526,070.000 | |
| ZHONGTAI SECURITIES CO LTD | 50,600 | 9.780 | 494,868.000 | |
| BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD | 1,900 | 209.000 | 397,100.000 | |
| FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD | 600 | 154.000 | 92,400.000 | |
| CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD | 10,900 | 47.880 | 521,892.000 | |

| | | | | |
|--|---------|-----------|----------------|--|
| IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD | 1,000 | 482.000 | 482,000.000 | |
| SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD | 4,300 | 152.000 | 653,600.000 | |
| BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC | 2,447 | 267.310 | 654,107.570 | |
| NATIONAL SILICON INDUSTRY GROUP CO LTD | 16,400 | 25.450 | 417,380.000 | |
| BEIJING ROBOROCK TECHNOLOGY CO LTD | 455 | 890.050 | 404,972.750 | |
| PETROCHINA CO LTD | 110,900 | 5.300 | 587,770.000 | |
| INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD | 211,800 | 4.750 | 1,006,050.000 | |
| AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD | 274,400 | 2.990 | 820,456.000 | |
| BANK OF CHINA LTD | 84,000 | 3.130 | 262,920.000 | |
| CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP | 158,500 | 4.340 | 687,890.000 | |
| CHINA LIFE INSURANCE CO LTD | 10,000 | 30.010 | 300,100.000 | |
| CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD | 13,400 | 22.780 | 305,252.000 | |
| CHINA MERCHANTS BANK CO LTD | 81,500 | 49.230 | 4,012,245.000 | |
| PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD | 41,500 | 53.080 | 2,202,820.000 | |
| INDUSTRIAL BANK CO LTD | 100,100 | 20.630 | 2,065,063.000 | |
| SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD | 102,000 | 8.720 | 889,440.000 | |
| CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD | 138,200 | 3.970 | 548,654.000 | |
| SAIC MOTOR CORP LTD | 24,900 | 20.750 | 516,675.000 | |
| KWEICHOW MOUTAI CO LTD | 5,100 | 1,966.000 | 10,026,600.000 | |
| BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD | 126,500 | 4.750 | 600,875.000 | |
| CITIC SECURITIES CO LTD | 56,500 | 25.830 | 1,459,395.000 | |
| CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD | 30,700 | 28.110 | 862,977.000 | |
| SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GROUP CO LTD | 38,300 | 6.070 | 232,481.000 | |
| CHINA YANGTZE POWER CO LTD | 100,200 | 22.400 | 2,244,480.000 | |
| CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD | 238,100 | 3.410 | 811,921.000 | |
| CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD | 230,500 | 5.370 | 1,237,785.000 | |
| HAITONG SECURITIES CO LTD | 27,100 | 12.260 | 332,246.000 | |
| HUAXIA BANK CO LTD | 82,900 | 5.740 | 475,846.000 | |

| | | | | |
|--|---------|---------|---------------|--|
| INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD | 30,400 | 41.030 | 1,247,312.000 | |
| BANK OF BEIJING CO LTD | 87,900 | 4.540 | 399,066.000 | |
| CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD | 30,800 | 4.030 | 124,124.000 | |
| BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD | 126,400 | 7.600 | 960,640.000 | |
| ANHUI CONCH CEMENT CO LTD | 14,000 | 43.880 | 614,320.000 | |
| CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD | 33,500 | 17.360 | 581,560.000 | |
| HUANENG POWER INTERNATIONAL INC | 7,800 | 7.700 | 60,060.000 | |
| GREAT WALL MOTOR CO LTD | 14,100 | 46.900 | 661,290.000 | |
| POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD | 45,100 | 16.470 | 742,797.000 | |
| CRRC CORP LTD | 77,000 | 6.240 | 480,480.000 | |
| JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD | 22,452 | 51.120 | 1,147,746.240 | |
| CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD | 18,900 | 41.950 | 792,855.000 | |
| HUATAI SECURITIES CO LTD | 28,300 | 17.390 | 492,137.000 | |
| CHINA RAILWAY GROUP LTD | 14,100 | 6.350 | 89,535.000 | |
| NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD | 14,900 | 40.020 | 596,298.000 | |
| HAIER SMART HOME CO LTD | 27,800 | 30.190 | 839,282.000 | |
| SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD | 47,200 | 24.860 | 1,173,392.000 | |
| CHINA CONSTRUCTION BANK CORP | 10,300 | 6.120 | 63,036.000 | |
| SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD | 7,900 | 48.950 | 386,705.000 | |
| GEMDALE CORP | 10,600 | 13.380 | 141,828.000 | |
| WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD | 13,500 | 100.700 | 1,359,450.000 | |
| ZIJIN MINING GROUP CO LTD | 92,700 | 9.400 | 871,380.000 | |
| FOUNDER SECURITIES CO LTD | 68,500 | 8.030 | 550,055.000 | |
| SDIC POWER HOLDINGS CO LTD | 31,600 | 10.270 | 324,532.000 | |
| NARI TECHNOLOGY CO LTD | 30,120 | 37.050 | 1,115,946.000 | |
| OFFSHORE OIL ENGINEERING CO LTD | 29,800 | 4.780 | 142,444.000 | |
| CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD | 9,200 | 207.110 | 1,905,412.000 | |
| INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD | 235,900 | 2.830 | 667,597.000 | |

| | | | | |
|---|---------|--------|---------------|--|
| TSINGTAO BREWERY CO LTD | 200 | 95.140 | 19,028.000 | |
| AVIC INDUSTRY-FINANCE HOLDINGS CO LTD | 25,000 | 4.010 | 100,250.000 | |
| ALUMINUM CORP OF CHINA LTD | 115,700 | 6.090 | 704,613.000 | |
| AIR CHINA LTD | 28,400 | 9.730 | 276,332.000 | |
| TBEA CO LTD | 26,700 | 19.240 | 513,708.000 | |
| METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD | 45,700 | 4.130 | 188,741.000 | |
| POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD | 84,300 | 8.550 | 720,765.000 | |
| CHINA CSSC HOLDINGS LTD | 13,700 | 24.920 | 341,404.000 | |
| SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD | 3,300 | 49.990 | 164,967.000 | |
| GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD | 6,900 | 34.130 | 235,497.000 | |
| JIANGXI COPPER CO LTD | 17,200 | 22.490 | 386,828.000 | |
| SOUTHWEST SECURITIES CO LTD | 34,300 | 5.160 | 176,988.000 | |
| HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD | 8,300 | 28.330 | 235,139.000 | |
| SINOLINK SECURITIES CO LTD | 14,800 | 11.250 | 166,500.000 | |
| ZHEJIANG LONGSHENG GROUP CO LTD | 4,800 | 13.180 | 63,264.000 | |
| SICHUAN CHUANYOU ENERGY CO LTD | 23,700 | 11.800 | 279,660.000 | |
| AECC AVIATION POWER CO LTD | 14,400 | 55.590 | 800,496.000 | |
| BANK OF NANJING CO LTD | 29,100 | 9.350 | 272,085.000 | |
| JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD | 7,600 | 15.280 | 116,128.000 | |
| COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD | 59,970 | 18.090 | 1,084,857.300 | |
| CHINA MOLYBDENUM CO LTD | 57,800 | 5.580 | 322,524.000 | |
| INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD | 28,200 | 9.440 | 266,208.000 | |
| SHANDONG GOLD MINING CO LTD | 9,520 | 19.200 | 182,784.000 | |
| ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD | 7,600 | 49.800 | 378,480.000 | |
| BBMG CORP | 54,200 | 2.950 | 159,890.000 | |
| YONGHUI SUPERSTORES CO LTD | 29,400 | 4.260 | 125,244.000 | |
| YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD | 18,600 | 23.610 | 439,146.000 | |
| CHINA EASTERN AIRLINES CORP LTD | 38,600 | 5.360 | 206,896.000 | |

| | | | | |
|---|--------|---------|---------------|--|
| DONGFANG ELECTRIC CORP LTD | 15,019 | 19.710 | 296,024.490 | |
| SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD | 7,700 | 11.870 | 91,399.000 | |
| HUNDSUN TECHNOLOGIES INC | 7,896 | 58.980 | 465,706.080 | |
| YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD | 16,250 | 35.400 | 575,250.000 | |
| XIAMEN TUNGSTEN CO LTD | 21,600 | 21.870 | 472,392.000 | |
| CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD | 32,700 | 7.120 | 232,824.000 | |
| SHANGHAI CONSTRUCTION GROUP CO LTD | 59,000 | 3.670 | 216,530.000 | |
| FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD | 10,900 | 48.300 | 526,470.000 | |
| XIAMEN C & D INC | 18,900 | 9.380 | 177,282.000 | |
| YOUNGOR GROUP CO LTD | 25,600 | 6.980 | 178,688.000 | |
| AVIC HELICOPTER CO LTD | 4,600 | 71.800 | 330,280.000 | |
| SOOCHOW SECURITIES CO LTD | 16,800 | 8.760 | 147,168.000 | |
| INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD | 39,400 | 5.260 | 207,244.000 | |
| FANGDA CARBON NEW MATERIAL CO LTD | 19,600 | 10.190 | 199,724.000 | |
| ZHANGZHOU PIENTZEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD | 3,100 | 394.980 | 1,224,438.000 | |
| SHANXI XINGHUACUN FEN WINE FACTORY CO LTD | 5,180 | 288.400 | 1,493,912.000 | |
| FIBERHOME TELECOMMUNICATION TECHNOLOGIES CO LTD | 1,200 | 18.160 | 21,792.000 | |
| SHANGHAI YUYUAN TOURIST MART GROUP CO LTD | 25,000 | 10.140 | 253,500.000 | |
| ZHEJIANG JUHUA CO LTD | 22,600 | 12.270 | 277,302.000 | |
| SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD | 26,200 | 4.800 | 125,760.000 | |
| BEIJING TIAN TAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP LTD | 5,400 | 29.110 | 157,194.000 | |
| JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD | 12,600 | 14.830 | 186,858.000 | |
| COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD | 30,000 | 6.010 | 180,300.000 | |
| JONJEE HI-TECH INDUSTRIAL AND COMMERCIAL HOLDING CO LTD | 4,200 | 38.500 | 161,700.000 | |
| SICHUAN ROAD & BRIDGE CO LTD | 5,600 | 11.550 | 64,680.000 | |

| | | | | | | |
|--------------|----------|-------|-------|------|------|-------|
| | 投資信託受益証券 | 5銘柄 | - | 0.13 | - | |
| ポーランド・ズロチ | 株式 | 15銘柄 | 0.62 | - | - | 0.78 |
| マレーシア・リングgit | 株式 | 35銘柄 | 1.09 | - | - | 1.37 |
| メキシコ・ペソ | 株式 | 18銘柄 | 1.24 | - | - | 2.03 |
| | 投資信託受益証券 | 5銘柄 | - | 0.34 | - | |
| | 投資証券 | 1銘柄 | - | - | 0.03 | |
| ユーロ | 株式 | 7銘柄 | 0.18 | - | - | 0.23 |
| 韓国・ウォン | 株式 | 110銘柄 | 9.91 | - | - | 12.47 |
| 香港・ドル | 株式 | 206銘柄 | 18.66 | - | - | 23.47 |
| 台湾・ドル | 株式 | 87銘柄 | 12.91 | - | - | 16.24 |
| 南アフリカ・ランド | 株式 | 37銘柄 | 2.54 | - | - | 3.22 |
| | 投資証券 | 1銘柄 | - | - | 0.02 | |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

